

元禄14年の脇坂家による播磨国赤穂城在番について — 播磨国龍野藩家老脇坂民部の赤穂城在番日記の分析より —

白 峰 旬

【要 旨】

元禄14年3月、江戸城において浅野長矩（播磨赤穂藩主）は吉良義央に対して刃傷事件をおこした結果、改易になった。翌同15年11月に次の赤穂藩主が決まるまでの間、赤穂城は幕府の直轄下に置かれて、幕命により脇坂家（龍野藩）が赤穂城在番を勤めたが、本稿では、龍野藩家老の脇坂民部の赤穂城在番日記をもとに、赤穂城在番の実態を具体的に分析した。

【キーワード】

赤穂城、在番、目付、代官、脇坂民部

はじめに

元禄14年（1701）3月の江戸城における浅野長矩（播磨赤穂藩主）の吉良義央に対する刃傷事件は、日本史上、最も著名な事件の一つである。この事件の結果、浅野家（赤穂藩）は改易になり、幕府は脇坂安照（播磨龍野藩主）、木下公定（備中足守藩主）に対して赤穂城受け取りを命じ、さらに、脇坂安照は赤穂城在番も命じられた。

脇坂安照は赤穂城受け取り後は国許に帰ったため、家老の脇坂民部（実名は脇坂景英）が赤穂城在番衆（脇坂家）のトップを勤めたが、本稿では、その脇坂民部が赤穂城での日々の在番業務を詳細に記した在番日記¹⁾の内容をもとに考察をおこなう。

研究史的には赤穂事件そのものの分析は、谷口眞子氏などによる研究業績があり²⁾、大名改易後の居城在番については、佐藤宏之氏の越後国高田城在番に関する論考があるが³⁾、佐藤氏も指摘するように⁴⁾、大名改易後の居城在番に関する事例研究は少ないため、本稿においては脇坂家による赤穂城在番の具体像を検討したい。なお、この在番日記をもとにした考察として、すでに生田国男氏による論考があるが⁵⁾、本稿ではこの在番日記の内容をより詳細に把握するため、在番日記において重要と思われる項目（内容）をピックアップして表1として作表し、表1の個々の事例から読み取れる点についてまとめることとする。

まず、脇坂民部が記した在番日記の内容構成について述べると、この在番日記は4冊が現存しており⁶⁾、その内容構成は表2のようにまとめられる。表2を見るとわかるように、記載範囲は、元禄14年3月20日～同年12月29日（日付の記載はないが、記載内容からは12月30日と考えられる項目内容も含まれる）である。この4冊以外に、本来であれば、翌年の元禄15年正月朔日～同年11月4日（新城主の永井家へ赤穂城を引き渡した日であり、在番の脇坂家家臣が龍野へ帰った日でもある）の間の在番日記も存在したはずであるが、この部分（元禄15年正月朔日～同年11月4日）の在番日記が今日伝存しないのは、史料が散逸したことによるものと推測される。

この在番日記が4冊に分けられているのは、内容的に考えてそれぞれ意味があり、表2を見るとわかるように、1冊目は、江戸城での刃傷事件（3月14日）と、赤穂城受け取りを脇坂安照、木下公定が命じられたこと（3月15日）についての知らせが江戸から早飛脚で龍野へ届いた元禄14年3月20日から記載が始まり、脇坂安照の龍野出馬の前日にあたる同年4月17日まで記載されている。

2冊目は、脇坂安照が龍野を出馬した同年4月18日から記載が始まり、赤穂城受け取り当日の同年4月19日を含めて、目付2人が赤穂での御用が終わり、赤穂を発足した同年5月11日まで記載されている。

3冊目は、目付2人が赤穂を発足した翌日の同年5月12日から記載が始まり、代官2人が江戸へ帰るため赤穂を発足した同年10月21日まで記載されている。

4冊目は、代官2人が赤穂を発足した翌日の同年10月22日から記載が始まり、年末の同年12月29日（ただし、上述のように同月30日と考えられる項目内容も含まれている）まで記載されている。

このように、1冊目は赤穂に赴くまでの国許の龍野における動向についての内容、2冊目は赤穂城受け取り当日を含めて目付が赤穂に在任していた期間の内容、3冊目は目付の赤穂離任後、代官が赤穂を離任するまでの内容、4冊目は代官離任後、その年の年末までの内容をそれぞれ記していることがわかる。

つまり、在番日記とはいっても、赤穂城受け取り以前の段階から記載されているので、赤穂城受け取りにむけての国許（龍野）での脇坂家の準備状況や、赤穂城受け取り当日の状況のほか、引き続き赤穂城在番として脇坂家が在番期間中にどのようなことをおこなったのかが具体的にわかる点にこの史料の価値があると考えられる。よって、それぞれの段階において重要と思われる諸点について以下にまとめることとする。

【1. 赤穂城受け取りへの準備段階】

①幕府が脇坂安照、木下公定に対して浅野長矩の居城である赤穂城の受け取りを命じたのは、江戸城での刃傷事件の翌日であり、幕府として迅速に対応したことがわかる（3月15日条）。②脇坂家では、赤穂城受け取りが決まったとの早飛脚が来た翌日には、早くも家臣を密かに赤穂へ遣わしたほか（3月21日条）、その後、幕府の了解をとって家臣を赤穂へ見分のために遣わした（4月4日条）。③江戸から国許へ帰った脇坂家家臣が赤穂城の

絵図を持参してきており（4月5日条）、この絵図をもとに脇坂家の番頭・物頭・軍大目付などが話し合いをしている（4月6日条）。このように事前に城絵図を見て検討している点は注意されるが、この赤穂城絵図は幕府から脇坂家に対して赤穂城受け取り準備のために急遽、給与（或いは貸与）されたものであろうか。④赤穂城受け取りについて、脇坂家家臣は木下家家臣と事前に話し合いをしている（4月7日条）。⑤代官2人、目付2人は城受け取り大名（脇坂安照、木下公定）より先に赤穂へ入った（4月13日条、4月16日条）。⑥将軍徳川綱吉が出した黒印状（これは脇坂安照、木下公定に対して赤穂城受け取りを命じた内容と考えられる）は、本来、脇坂安照に渡されるはずであったが、国許に寄ってから赤穂に入るため脇坂安照には黒印状の写しが渡され、黒印状は江戸から直接赤穂へ行く木下公定に渡された（4月15日条）。⑦4月15日の段階では、脇坂安照、木下公定が受け取る予定の赤穂城の諸門などの分担が事前に決定していた（4月15日条）。⑧目付は脇坂安照に対して、事前に人馬の数を減らすように命じた（4月15日条）。⑨目付2人は赤穂へ着いた4月16日に高札を立て、赤穂城受け取り当日（4月19日）の夕方に目付が高札を引き取る予定であった（4月16日カ条）。つまり、高札が立っていたのは足掛け4日間ということになる。⑩赤穂城受け取り（4月19日）の前日（4月18日）に、目付の城内見分衆が赤穂城の城内を見分したが、この時、脇坂家家臣3人が同行した（4月17日条）。

【2. 赤穂城受け取り】

①脇坂安照は、城受け取り前日の4月18日夜（亥の刻〔午後10時頃〕）に赤穂へ着き、その夜は床机しょうきに腰掛けて城外（屋外）で夜を明かした。脇坂家の総勢も城外で立って夜を明かした（4月18日条）。②城受け取り当日の朝、卯の刻（午前6時頃）に代官2人が目付よりも先に赤穂城に来たが、目付が到着するまで城に入れなかった（4月19日条）。③目付2人のうち、荒木十左衛門は代官2人を同道して大手門から入り、脇坂安照の家臣に大手門を受け取らせた。脇坂安照は馬に乗って大手門から入城した（4月19日条）。④目付2人のうち、榊原采女は木下公定と共に塩屋口門から入城した。木下公定も馬に乗って入城した（4月19日条）。⑤本丸御殿の玄関前では、浅野長矩の家老・大石内蔵助と番頭・奥野将監が出迎え、城受け取り大名の脇坂安照、木下公定と目付2人、代官2人が本丸御殿に入った（4月19日条）。⑥そして、目付・荒木十左衛門が大石内蔵助、奥野将監に対して早速退去するように命じた（4月19日条）。このように荒木十左衛門が退去を命じたことは、目付2人のうち荒木十左衛門がメインの目付であり、榊原采女がサブの目付であったことを示している。このことは、上述のように、荒木十左衛門が大手門から入城し、榊原采女が塩屋口門から入城したことからも理解できる。⑦将軍綱吉の黒印状は、城の受け取りが済むと、脇坂安照、木下公定が立ち会いのうえ、目付に返却された（4月19日条）。このことから、将軍の黒印状は大名が預かっただけで、城受け取りが終わると目付に返却されたことがわかる。⑧目付2人、代官2人は午の刻（昼の12時頃）には城から退去した（4月19日条）。⑨木下公定は在番を担当しないため、城受け取りが済むと、

国許へ帰ったが、この時、入城した時に入った塩屋口門から城外へ出た（4月19日条）。⑩城付武具、塩硝蔵、二の丸の蔵米は城受け取り前日の4月18日に内受け取りがおこなわれた（4月19日条）。⑪浅野家家臣全員の赤穂城からの退去は、城受け取り当日の4月19日におこなわれ、家臣は一同に清水口門から出た（4月19日条）。⑫脇坂安照は城受け取り後、本丸に一宿した（4月19日条）。⑬城受け取り後は、多くの諸門を閉めて通行できないようにして、大手門、二の丸門など通行できる門を限定した（本丸へ至る大手ルートに限定したということか?）。そして、大手門、二の丸門はくぐり戸だけを開けて出入りした。大手門の通行時間は暮六つ（午後6時頃）までとした（4月19日条）。⑭目付の指図により、城内での在番衆（脇坂家）の馬の数は制限された（4月19日条）。⑮二の丸の蔵米は3036俵あった（4月19日条）。⑯城付武具（表3参照）は、浅野家の前代の赤穂藩主の池田家から引き継がれたものも含まれていた。城付武具は大手門櫓（大手門脇の隅櫓）に置かれていた（4月19日条）。⑰目付の指示により、脇坂安照は城受け取り翌日の4月20日の夕方に赤穂を発足した（4月20日条）。⑱目付2人は、城受け取り翌々日の4月21日に、それまでの町宿から城内の屋敷へ移った。それまでは大手門はくぐり戸だけを開けて出入りしていたが、目付が城内に帰る時は、門（大手門のことを指すと考えられる）は（大門の）片扉を開けるように目付が命じた（4月21日条）。このように目付2人は城内に移ったが、代官2人は城内に移らず依然として町宿にいたことに注意したい。

【3. 赤穂城での在番（目付の赤穂離任まで）】

①城受け取り3日後の4月22日から、大手門の通行は目付が出した通札を使用することになった。他所の者が大手門を出入りする時は、目付2人の差出書がある証文を使用した（4月22日条）。このように、通札、証文は目付が出しているので、大手門の通行に関する許認可権は、在番衆ではなく目付にあったことがわかる（在番衆の脇坂家は、大手の門番の人数を出していた）。②大手門は暮六つ（午後6時頃）に閉められ、夜間の通行は原則として禁止されていた（4月22日条）。③生類憐みの令の関係により、目付から城内の犬数を調べるように命じられた（4月22日条）。④作事小屋には丸太50本、鋏30挺、丸平瓦1000枚など、普請道具や普請・作事に使う資材が収納されていた（4月22日条）。⑤城内のことは目付支配であり、代官支配ではない、と目付が明言した（4月23日条）。⑥浅野家では、赤穂城の各門の鑰かぎに札を付けて管理し、その札には各門の名前が書いてあった（4月25日条）。このことは城門の鑰の管理の仕方として興味深い。⑦櫓の鑰合わせをおこなった（4月26日条、4月28日条）。このことから櫓の鑰もあったことがわかる。⑧脇坂民部がいる屋敷の玄関の上に火の見番所（火の見櫓）を建てて、4月28日から番人を置いた（4月26日条、4月28日条）。このことから、城内外での火事を非常に警戒していたことがわかる。⑨在番衆が櫓数を見分した（4月28日条）。⑩大手櫓（大手門脇の隅櫓）に在方からの取り上げ鉄砲が置かれていた（4月29日条）。つまり、大手櫓には、城付武具のほかに、在方からの取り上げ鉄砲もあったことがわかる。⑪目付は下番所の現状変更を許可しているが、在番終了後の城引き渡しの際には、現状に復するように目付が指示し

ている（5月3日条）。⑫目付は脇坂民部に対して、城内外の櫓・塀の破損箇所を見分して帳面に印をして提出するように命じた（5月3日条）。⑬目付は赤穂城受け取りが済んだことを幕府へ言上したのちに、幕府から帰府の命が出ている（5月4日条）。このように、目付は赤穂城受け取りが済むと江戸へ帰ったことからすると、目付の役割として、目付は本来、長期間にわたる在番期間中はすべて赤穂にいる必要はなかった、というように幕府が想定していたことがわかる。⑭目付は本丸御殿の指図作成のため、浅野長矩のお抱えの大工棟梁2人を城内に入れて本丸御殿を見分させた（5月9日条）。⑮脇坂安照は、江戸で吉良義央と浅野長矩についての落書があることを聞いて、赤穂城の在番衆に対して、こうしたうわさ話を一切しないように命じた（5月10日条）。⑯5月11日に目付2人が赤穂を離任したが、この日、目付の用人が以前、大手の門番へ渡しておいた大手門通行用の証文と印鑑を回収した（5月11日条）。⑰脇坂安照の指示を受けて、5月11日より本丸御殿の絵図を作成している（5月11日条）。これは、前出（5月9日条）の浅野長矩のお抱えの大工棟梁2人の本丸御殿見分の記事と関係していると考えられる。⑱5月11日、目付は帰府のため赤穂を発足した（5月11日条）。

【4. 赤穂城での在番（代官の赤穂離任まで）】

①脇坂安照に対して幕府から与えられる扶持方は、脇坂安照の江戸発駕から赤穂城受け取りを経て国許の龍野へ着いた日までの日数をもとに、代官が計算して代官から銀子で渡された（5月12日条、5月13日条、5月17日条）。②脇坂安照は幕府から赤穂城受け取りと在番を命じられた時に、外輪（＝外曲輪）のことは一切構わないように、と指示されていた（5月15日条）。このことからすると、在番衆の管理範囲は城内に限定されていたことがわかる。そして、5月15日条の記事内容からすると、外輪＝赤穂城下（町中）であったこともわかる（つまり、外輪とは赤穂城本丸、二の丸、三の丸以外の外側の城下という意味と考えられる）。③外輪の堀における町の子供の魚釣りを禁止した（6月4日条）。④龍野から絵師が来て赤穂城本丸の指図を作成し、その絵図を龍野へ遣わした（6月9日条、6月10日条）。⑤かねて目付が脇坂民部に対して、城内外の破損が多いと次の城主を幕府が命じることに影響するので、破損を過少に報告するように述べた（6月18日条）。このことは城内外の破損の実態と報告内容の乖離という点で重要である。また、在番している城の破損について過少に報告するように、目付が内密に在番衆の責任者（脇坂民部）に述べた、という点で注目される。⑥6月22日、二の丸の蔵米3036俵を代官が在番衆（脇坂家家臣）から受け取った（6月21日条）。このように、それまで二の丸の蔵米の管理は在番衆がおこなっていたが、この日以後、二の丸の蔵米の管理は代官がおこなったことがわかる。⑦脇坂安照は赤穂城内外の破損について幕府へ伺うため、家臣を龍野から赤穂城に遣わして見分させた（6月23日条、6月24日条）。これは、脇坂安照が国許の龍野にいて、赤穂城の破損状況を具体的に知ることができなかったため、家臣を遣わして見分させ、その報告内容をもとに幕府へ伺うことになったためと考えられる。⑧赤穂城の堀の水位を調節するための樋が所々にあり、堀の水の増減をおこなう樋守がいた（6月23日条）。この

ことから、堀の水位の調節機能が具体的によくわかるとともに、それを管理する役務の者が存在したこともわかる。⑨殺害された在番衆（一人）の死骸を清水門から出した（6月26日条）。このことから、赤穂城内で鬼門（北東）の方角にある清水門から死骸を城外へ出したことがわかる。⑩大手櫓にある取り上げ鉄砲を御用にて取り出すために、代官が手代共を遣わす旨を在番衆に伝えた（6月28日条）。これは、取り上げ鉄砲は在地から取り上げた鉄砲であり、城付武具とは異なるので代官が管理する、ということの意味すると考えられる。⑪大手門櫓にある城付武具を7月1日から虫干しをした（7月朔日条）。⑫7月1日、同月2日、同月5日、同月8日、同月9日にそれぞれ代官の手代が人足を連れてきて、二の丸の蔵米を取り出し、合計3036俵を取り出した（7月朔日条、7月2日条、7月5日条、7月8日条、7月9日条）。このことから、二の丸の蔵米をすべて取り出したことがわかる。⑬在番衆（脇坂家）における目付の役務として、赤穂城内を見回り、城そのほかの破損に注意することが含まれていた（7月5日条）。⑭召し抱えの下人以外、他領の者の城内への進入を禁止している（7月23日条）。⑮8月5日、代官は清水門脇石垣の崩れた箇所などを見分しているが、これは代官が破損箇所を見分してから修復を命じる、という幕府の指示によるものであった（8月5日条）。⑯赤穂城内外の破損修復をするためのプロセスとして、代官の手代による城内外の破損箇所の見分→破損箇所の坪数の計算（合算）→入札（町人が修復を請け負う、という意味か？）→落札（町人が修復を請け負う、という意味か？）→勘定所へ報告→幕府の下知次第に修復に取り掛かる、という流れがよくわかる（8月14日条）。このプロセスからすると赤穂城内外の破損修復をおこなう主体は代官であり、在番衆（脇坂家）ではなかったことがわかる。⑰清水門の出入りの札は代官が管理した（8月27日条）。よって、目付の赤穂離任後は、門の通行札は目付の管理から代官の管理に移ったことがわかる。このことは9月朔日条、9月2日条の内容からもわかる。⑱普請期間中の火の用心のため、人足が城内で、たばこなどをみだりに飲まないように脇坂家の足軽が見回ることになった（8月28日条）。⑲普請の時間は明け六つ（午前6時頃）より七つ（午後4時頃）過ぎまでであった（8月29日条）。⑳脇坂民部のもとには城内の破損を調べた破損帳（「御城内破損帳」⁷⁾）があり、破損箇所が増えるとその記載が追加された（9月朔日条）。㉑清水門の石垣修復は8月29日に開始され、9月15日に終了した（8月29日条、9月15日条）。この石垣修復は代官の手代が人足を連れてきておこなったものであり（9月朔日条など）、石垣修復の主体は代官であり、在番衆（脇坂家）は関与しなかったことがわかる。その後、10月3日に清水門内外の壁の上塗りがあり（10月3日条）、10月11日に代官が普請見分をおこなった（10月11日条）。普請が終了しても代官の見分までは修復の期間内である、と代官が明言したことは（10月3日条）、普請の主体が代官であったことを明確に示している⁸⁾。㉒10月21日、代官は帰府のため赤穂を発足したが（10月21日条）、代官の手代は大方を赤穂に残しておくことになった（10月20日条）。

【5. 赤穂城での在番（代官の赤穂離任後）】

①門松は城内のすべての門に飾ったわけではなく、本丸へ至る大手ルートの3つの門（大手門、二の丸門、本丸門）と搦手ルートの1つの門（塩屋口門）に飾ったことがわかる。残りの1つの門松は、本丸御殿の玄関前であった（12月28日条）。このようにしたのは、大手ルートは一番人の出入りがあるからであろう。②門松を立てる人足は、代官の手代共が出している（12月28日条）。このように門松を立てたのが在番衆（脇坂家）ではなく、代官の手代であったことは、城の管理者が代官（ただし、この時点で代官は江戸に帰っていた）であったことを示している。

おわりに

上述した諸点以外で重要な点として次の2点の指摘ができる。

①脇坂安照は、普請中、脇坂家家臣が代官の手代共と見回りをする際に指図がましいことを一切しないように命じた。これは、赤穂城の修復は幕府から代官へ命じられたことであり、脇坂安照がかかわることではないので、どのようにでも代官の指図次第にすべきである、という理由によるものであった（8月28日条）。つまり、赤穂城の修復は、代官があくまでおこなうもの（＝幕府の直轄事業）であって、在番衆である脇坂家は修復の主体ではない（＝修復にはかかわらない）ことが明確にわかり注目される。次の城主が入城するまでの期間は、赤穂城が幕府の直轄下に置かれたことを考えると、城内の修復が幕府の直轄事業でおこなわれたことは当然であったと言えよう⁹⁾。

②当初、代官は8月下旬に江戸へ帰る予定であったが、10月上旬まで帰府が延期された。そして、代官の江戸への帰府について、城主が10万石以下の城では、代官はその城下において越年することなく、年内に江戸へ帰り、新城主への城引き渡しの時にまた現地へ来る、という規則であったことがわかる（10月20日条）。この場合、10万石以下の城主の城というように、石高で限定している点は注目されるが、10万石以下というのは小規模な大名という意味であろう。浅野長矩の石高は5万石であるから、この規則に従い、代官は赤穂で越年することなく江戸へ帰った、ということになる。

この2点は、在番衆の役務の範囲（上記①）、代官の帰府の時期（上記②）を知るうえで特に重要であり、このような在番日記を詳細に分析することで、はじめて得られる具体的な知見と言えよう。

在番日記の記載内容を読むとわかるように、在番衆（脇坂家）は指揮系統上、独立した存在ではなく、目付の指揮下にあり、目付の赤穂離任後は代官の指揮下に入っていた。在番期間中、赤穂城が幕府の直轄下にあったことを考えると、こうした上下関係は当然のことと言える。また、脇坂民部は、諸事について、国許の龍野にいる脇坂安照へ報告をしたり、指示を受けたりしている。このことは、在番衆（脇坂家）が幕府権力の執行的立場にいる目付や代官の指揮下にあると同時に、本来の封建的主従関係にある脇坂安照の指揮下に入っている、という二重の従属関係にあったことを示している（図1参照）。

目付と代官の性格上の違いは、目付が城受け取りの翌々日（4月21日）に町宿から城内の屋敷へ移ったのに対して、代官は赤穂離任まで町宿にいた、という違いにあらわれているように思われる。つまり、城内のことは目付支配であり代官支配ではない、と目付が明言した（4月23日条）ことに象徴されるように、目付の赤穂在任中、代官は城内のことは管轄外であった（5月15日条の記事内容からすると、代官は町中〔赤穂城下〕のことを管轄していたと考えられる）。しかし、これは原則であって、目付の赤穂離任後は、代官が、修復を命じる前に清水門石垣崩壊箇所を見分し（8月5日条）、修復終了後も清水門石垣修復箇所を見分するなど（10月11日条）、本来は目付がおこなうべき役務を勤めている。このことから、代官は目付の赤穂離任後は目付の立場を継承した（目付の役務を代行した）、と見なすことができる。このことは、城門の通行札の管理状況を見るとわかるように、赤穂城の城門の通行に関する許認可権は目付が持っていたが、目付の赤穂離任後は代官に移ったことから理解できるのである。

この在番日記では、赤穂城の受け取りと在番を幕府から命じられたことは、御家（＝脇坂家）にとっては初めての御事であり、御大儀（＝重大な儀式）である、と脇坂安照は述べているが（3月晦日カ条）、これは城受け取りと在番を幕府から命じられた大名（脇坂安照）の意識として重要である。そして、赤穂城の受け取りと在番を幕府から命じられた、との知らせを受けた翌日に国許から「御祝儀」を早飛脚によって江戸にいる脇坂安照へ申し上げたことから城受け取りと在番を命じられたことが大名家（脇坂家）にとって大変名誉なことである、という意識が読み取れる。こうした意識の底流には、城受け取り役（在番も含む）を幕府から単に賦課されたということではなく、幕府からわざわざ指名された軍役の賦課であり、その軍役を積極的に果たすことが大名家にとって名誉になる、という封建制下特有の意識が働いていたと見なすことができる。

この在番日記の作成目的については、赤穂城での在番記録を残すことによって、今後、他の大名が改易された際に他城での在番を脇坂家が命じられた時のマニュアルにしようとした、と推測される。その結果、脇坂家による赤穂城での在番の実態が詳細かつ具体的にわかる内容になっており、その点にこの在番日記の史料的意義を見いだすことができる。

【註】

- (1) 八木哲浩監修『赤穂城請取在番御用覚』（龍野市立歴史文化資料館発行、1995年）。前掲『赤穂城請取在番御用覚』の解説によれば、この史料は、龍野藩（脇坂家）の次席家老で、藩主に代わって赤穂城に在番した脇坂景英（脇坂民部）の子孫である田付家から他の史料150点余りとともに龍野市立歴史文化資料館（現・たつの市立龍野歴史文化資料館）に寄贈されたものである。
- (2) 谷口眞子『赤穂浪士の実像』（吉川弘文館、2006年）、黒川一夫『赤穂事件』（青史出版、2009年）、大石学『元禄時代と赤穂事件』（角川学芸出版、2007年）など。
- (3) 佐藤宏之「在番大名の支配構造－幕藩権力編成の一視点」（同『近世大名の権力編

成と家意識』、吉川弘文館、2010年、の第4章)。

- (4) 前掲註(3)に同じ。
- (5) 生田国男「元禄「赤穂事件」に伴う赤穂城の請取りと在番について」(図録『赤穂城請取りと龍野』、龍野市立歴史文化資料館編集、龍野市教育委員会発行、2000年)。元禄14年の赤穂城受け取りに関する論文としては、生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察－受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造－」(『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年)がある。
- (6) 前掲『赤穂城請取在番御用覚』の口絵写真には、この4冊をならべた写真が掲載されている。
- (7) 前掲・図録『赤穂城請取りと龍野』(42、43頁)には「御城内外破損之覚」、「城内外破損之覚」という史料の写真が掲載されている。この史料が「御城内破損帳」に該当する可能性が高い。
- (8) この普請(破損修復)の完成について脇坂安照が幕府(老中)へ報告したことが、「(元禄14年)10月25日付脇坂安照宛稲葉正通書状」(前掲・図録『赤穂城請取りと龍野』、42頁、に収載)に「赤穂城破損之所々修復出来付而被申越趣、得其意候」と記されていることによりわかる。
- (9) 「(元禄15年)9月5日付脇坂安照宛秋元喬朝書状」(前掲・図録『赤穂城請取りと龍野』、43頁、に収載)には「赤穂城破損之所々、帳面・絵図以使者被差越之令承知候」と記されており、赤穂城の破損箇所を帳面と絵図に記して幕府(老中)へ使者を遣わして報告したことがわかる。この時点(元禄15年9月)では、すでに目付と代官は赤穂から離任していたので、本来であれば目付、或いは代官から幕府へ赤穂城の破損箇所を報告すべきところであったが、脇坂安照から直接幕府へ報告したのかも知れない。なお、この場合、あくまで赤穂城の破損箇所の報告であって、修復申請でなかった点には注意する必要がある(修復申請であれば脇坂安照が修復をおこなう、という意味になるが、修復申請ではないので脇坂安照は修復をおこなっていない、ということになる)。

表1 脇坂民部の赤穂城在番日記の内容

※在番日記において重要と思われる項目（内容）をピックアップして以下のように作表した。

【元禄14年】

「一 幡^(ママ)（播カ）州赤穂郡外^(ママ)（刈カ）屋御請取、御在番、當日之御支度、諸事御用覚書 元禄十四辛巳三月廿日と同四月十七日迄」

3月14日	浅野長矩（播磨赤穂藩主）が伝奏馳走（役）を命じられ、（3月）14日、江戸城において勅答があるということで、馳走（役）の御方様や、そのほか諸大名が登城して詰めていたところ、同日（14日）巳の上刻（午前9時頃）に殿中の廊下において、浅野長矩が吉良義央 ^{ふたたち} を二刀斬り付けた。（その時）早速、近習に居合わせた方々が（2人を）取り分けた。（斬り付けられた）吉良義央は浅手で存命であり、浅野長矩は手負いもなく、田村建顕（幕府奏者番）のところへ預けられ、同夜、切腹を命じられ、吉良義央は別家へ預けられた。	2頁
3月15日	脇坂安照（播磨龍野藩主）、木下公定（備中足守藩主）に対して、浅野長矩の居城である赤穂城（「赤穂刈屋御城」）を受け取るように、江戸城において、老中列座にて上意として、老中・秋元喬朝が申し渡した。さらに、脇坂安照は赤穂城在番も命じられた。	2頁
3月20日	江戸城において浅野長矩が吉良義央を斬り付けて切腹になったことと、脇坂安照、木下公定に対して赤穂城受け取りが命じられ、脇坂安照は赤穂城在番も命じられたことについての早飛脚が江戸から龍野に着いた。（赤穂城受け取りに行く時の）御供と（赤穂城での）在番人数の書付等は追々指示がある予定。	2頁
3月21日	（早飛脚で龍野に知らせが来たことに対する）御請けと、（赤穂城受け取り、在番を命じられたこと）の御祝儀を早飛脚で（江戸へ）出した。	2頁
3月21日	江戸より早飛脚で行列と御供の書付、赤穂の御用を命じられた役人の書付が来た。 →赤穂城受け取りを命じられた方々 …脇坂安照、木下公定、目付・荒木十左衛門、添役・榊原采女、代官・石原新左衛門、岡田庄太夫	2頁
3月21日	脇坂家家臣（梅原吉右衛門）を早々に赤穂へ行かせて見分し、様子を報告するように命じて遣わした。その後、代わる代わる家臣を密かに見分に遣わした。	2頁
3月26日	脇坂玄蕃宅において、江戸から早飛脚で来た赤穂への御供、赤穂に一宿の御供人、在番を命じられた面々について諸士へ申し渡した。	3頁
3月晦日カ	江戸からの使者が、（3月）21日に江戸を出足して、（3月）晦日に龍野へ着いた。脇坂玄蕃宅において、（脇坂安照の）口上と書状を受け取った。 →脇坂安照が脇坂玄蕃・脇坂民部に宛てた口上と書状の写し（3月21日付）の具体的文言の記載あり。 →脇坂安照からの口上…この度、赤穂城の受け取りと在番を命じられたのは「御家初めての御事」である、という文言がある。	3頁

	4月1日	脇坂民部宅において、御口上の趣、御書、御供・御一宿・在番（の面々について）定書を家中の諸士末々まで申し渡した。	3頁
	4月2日	江戸より大橋弥四郎・三宅市右衛門が諸事御用を命じられて帰着。	5頁
	4月4日	大橋弥四郎・三宅市右衛門・小池三太夫を赤穂へ見分に遣わした。	
	4月4日	この度の赤穂城受け取りにつき、幕府の了解を得て、（事前に）赤穂への見分に侍一兩人程ずつを遣わすことになる。のち、日々に代わる代わる遣わした。	5頁
	4月4日	大橋弥四郎・三宅市右衛門・小池三太夫が赤穂から帰り、赤穂での丁場と昼飯を取る場所を見立てたことを報告した。	6頁
	4月4日	赤穂へ行く場合、4月18日～同月20日まで舟橋を掛ける。	6頁
	4月5日	江戸から早飛脚が来て、脇坂安照は、3月29日に江戸を発駕して4月14日に帰城の予定。木下公定は、4月2日に江戸を発足して4月17日に赤穂領より有年村まで行き、そこで一宿して総勢を待ち合わせて、4月18日に赤穂へ入る予定。	6頁
C	4月5日 夕方	天野勘介が江戸から帰った。赤穂城の絵図と諸事書付などを持参した。	6頁
C	4月5日 夜	脇坂民部宅にて、天野勘介が持参した（赤穂城の）絵図と受け取りの（赤穂城の）口々などのほか書付を一覧して様子を聞いた。	7頁
C	4月6日	脇坂民部宅にて、番頭・物頭・軍大目付などを呼び、天野勘介が昨日持参した（赤穂城の）絵図と、赤穂町の別の絵図などを見て申し合わせた。	7頁
	4月7日	木下公定の家臣が赤穂城受け取りについて、当町（龍野）へ来て諸事申し合わせをして帰った。	7頁
	4月8日	国方の諸士は、末々まで御供の準備が完了した旨を、道中（帰国途中）の殿様（脇坂安照）へ飛脚にて言上した。そして、馬も不足していない旨を申し上げた。	7頁
	4月13日	代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が脇坂家の領内の鶴村に一宿して、翌日（4月14日）に赤穂へ入る。	8頁
	4月13日	明日（4月14日）脇坂安照が（帰国して）着城し、明後日（4月15日）（幕府の）目付が止宿する（領内の）鶴村に出向き対談の予定。その時、脇坂民部と脇坂治太夫を召し連れて目付と引き合わせる予定。	8頁
F	4月14日	脇坂安照が（帰国して）着城し、直ちに城へ入った。夜に入り、御前にて江戸での首尾、御墨印（=将軍徳川綱吉が出した黒印状）などについて話をした。	8頁
	4月14日	来る（4月）18日に、龍野を出馬するので、（そのことを）家中に触れる。	8頁

F	4月15日	城(龍野城)にて、脇坂安照が御供の面々を一同に召し出し、この度、赤穂城受け取りを(将軍綱吉から)命じられたことを直々に申し聞かせた。そして、御墨印(=将軍綱吉が出した黒印状)の写しを、横田十兵衛が御前にて読み皆が拝聴した。	9頁
F	4月15日	御墨印(=将軍綱吉が出した黒印状)は、(本来は)脇坂安照に渡されるはずのところ、(脇坂安照が)龍野へ立ち寄り、2、3日準備をするので(江戸から直接赤穂へ行く)木下公定に渡された。	9頁
D I L	4月15日	赤穂城受け取りの口々(=諸門)の場所の書付を諸士へ見せて申し合わせをした。 脇坂安照が受け取る口 …大手門、二の丸の門、仕切門、本丸門、厩口門、刎橋門、本丸 木下公定が受け取る口 …塩屋口門、透門、水手門、南口門、二の丸米蔵 口々受け取り役人の覚 《脇坂安照が受け取る》 本丸…脇坂民部・脇坂治太夫、※以下、人名、武器数などの記載は省略する。 広間、大手門、二の丸門、本丸門、刎橋門、厩口門、仕切門 武器受け取り、塩硝蔵受け取り、総鑑受け取り 《木下公定が受け取る》 塩屋口門、透門、水手門、南口門 二の丸蔵受け取り	9頁
	4月15日朝	脇坂安照が鶴村へ行った。	10頁
	4月15日	それより先に、脇坂民部・脇坂治太夫・脇坂源兵衛が鶴村へ行った。	10頁
	4月15日	(幕府の)目付・荒木十左衛門、榊原采女が鶴村に着いた。同村の別宿に、脇坂安照が待ち合わせ、目付(2人)の宿へ出て対談した。脇坂民部・脇坂治太夫・脇坂源兵衛が目付に会った。以前(出された)書付にあった在番の給人が多いので減らすように、そして、下人と馬も減らすように、と(目付から)命じられた。	10頁
	4月15日	代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が赤穂へ着き、それぞれ宿へ(入った)。	12頁
	4月16日	明後日の(4月)18日に脇坂安照が(赤穂へ向けて龍野を)出馬する。このことを家中へ触れる。	11頁
	4月16日	両目付が鶴村を発足した。	11頁
	4月16日	赤穂の丁場(割?)・宿割役を日帰りに遣わした。	11頁
	4月16日	目付両人が赤穂へ着き、それぞれ宿へ(入った)。	13頁

G	4月16日	目付両人が赤穂へ着き、早速、高札（元禄14年4月16日付。差出書は目付2人の名前になっている）を立てた。 ※喧嘩・口論の禁止など、その高札の具体的文言（7ヶ条）の記載あり。 ※高札の具体的寸法の記載あり。	13頁
G	4月16日カ	この高札は、（赤穂）城の受け取りが済むと（目付へ）お引きになる。	14頁
G	4月16日カ	この高札は、4月16日（目付が赤穂に着いた当日）に立て、（4月）19日（城受け取り当日）の夕方に総勢が引き払うと、そのまま目付へお引きになる。	14頁
	4月17日 夜	脇坂家の家臣3人が赤穂へ行った。（4月）18日に目付の（赤穂城の）城内見分衆が、脇坂家の家臣3人を召し連れるが、これは（赤穂）城受け取りの時の案内をするためである。	12頁
D I	4月17日 夜	脇坂家の家臣4人が（赤穂に行くため）龍野を出足した。（これは赤穂城の）城付武器・城内米の受け取りについて、先に申し合わせをする（ためである）。	12頁
	4月17日	脇坂安照が明日（4月）18日に（赤穂に向けて龍野を）出馬する。 →御供総勢大押→龍野の町中の口々は門を閉めて、樋山口門、北龍野口門だけ二口を開け番人を堅く申し付ける。 ※城主・脇坂安照がいない時の龍野の防衛体制がわかる。	12頁
		14頁10行目には、「ここまでは龍野にて承ったこと」と記されている。 そして、14頁12行目には、「城受け取りのことは、4月18日（赤穂城受け取りの前日にあたる）よりこの次に記すものである」と記されている。	14頁
H	-	この度、赤穂城受け取りについて、公儀が出した扶持方の覚元禄14年3月28日付で5人の老中が代官2人に宛てた「覚」 →脇坂安照…高3万5000石役→525人扶持 ※3万5000石役で525人扶持なので、1万石では150人扶持という計算になる。	14頁
	-	浅野綱長（安芸広島藩主）、戸田氏定（美濃大垣藩主）、池田綱政（備前岡山藩主）、森長俊（播磨三日月藩主）から見舞いの使者が来た。	15～ 17頁

〔二 赤穂御出馬、并当日御用、御在番中覚書 元禄十四年辛巳四月十八日と同五月十一日迄〕

4月18日	巳の刻（午前10時頃）に脇坂安照が龍野城を出馬した。	20頁
4月18日	亥の刻（午後10時頃）に脇坂安照が赤穂の町へ着馬した。その後、目付に伺い（赤穂城下町の）東西の総門の番人のことを命じられたので足軽を2人ずつ遣わした。	20頁
4月18日	夜の寅の刻（午前4時頃→正確には4月19日の明け方午前4時頃ということになる）に総押しの脇坂民部が東の櫓前、佐々小左衛門屋敷裏門際に付けて手勢を備えた。	21頁

	4月18日 夜	脇坂安照は床机 <small>しょうぎ</small> に腰掛けて、(脇坂家の)総勢は(一晚)立ち明かした。	21頁
	4月19日	卯の刻(午前6時頃)に代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が大手門前に来て、脇坂安照に一礼して大手冠木門の内まで入ったが、目付の指図がないうちは、(大手)門は開けないと(大手門の)番人(浅野家家臣カ)が断ったので、大手門前でしばらく控えていた。	21頁
	4月19日	卯の刻(午前6時頃)に目付・荒木十左衛門が町宿を出て、大手前に来て、脇坂安照に一礼して、大手門を開かせて、代官(2人)を同道して入城した。そして、目付・荒木十左衛門より脇坂安照に対して大手門を(家臣に)受け取らせるようにと使者があった。受け取りの(脇坂家の)役人は、番所を受け取り武器と幕等を飾った。目付・荒木十左衛門の指図により、脇坂安照は馬にて入城し、広庭まで来た。	21頁
	4月19日	同刻、木下公定は目付・榊原采女と共に塩屋口門より入り、(木下家の)役人が口々を受け取った。そして、木下公定は榊原采女を同道して広庭まで入馬した。 片岡源五右衛門屋敷の南方に付け、それより歩行にて本丸へ榊原采女を同道して来た。	22頁
	4月19日	本丸(御殿)の玄関前の白砂に、浅野長矩の家老・大石内蔵助、番頭・奥野将監が迎えに出た。脇坂安照、木下公定、目付(2人)、代官(2人)が(本丸御殿の)玄関より入り、書院へまわって列座した。	22頁
	4月19日	即刻、大石内蔵助と奥野将監を召し出し、目付・荒木十左衛門が城を首尾よく渡したことは神妙に思うので、そのうえは早速退去するように命じた。	22頁
F	4月19日	城の口々を首尾よく受け取った御祝儀として、鬨斗 <small>のし</small> が出て、二汁五菜の料理とお茶も出た。その後、木下公定が受け取った所々を脇坂安照が受け取った。 ※木下公定が受け取った所々を脇坂安照が受け取ったのは、脇坂安照が在番も担当するためであろう。 御墨印(=将軍綱吉が出した黒印状)を脇坂安照、木下公定が立ち会いのうえ、目付へ渡した。	22頁
	4月19日	午の刻(昼の12時頃)に目付・荒木十左衛門、榊原采女、代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が同道にて町宿へ帰った。	22頁
F	4月19日	御墨印(=将軍綱吉が出した黒印状)は小さい箱に入れ、御書院より目付・荒木十左衛門が持参して門外にて(荒木十左衛門の)家臣に渡した。それ以後、脇坂安照、木下公定が連名の書状(赤穂城の受け取りが無事終了したことを報告する老中宛の注進状と思われる)を認めて、同刻(午の刻〔昼の12時頃〕)に木下公定が退出し、二の丸を見分した。そして、西仕切門よりまわり塩屋口門へ出て、備中足守へむけて発駕した。当日は、有年村まで引き取った。 ※この場合、木下公定が大手門から出ていない点に注意すること。	23頁

D O	4月19日	城付武器は、目付の指図により前日（4月18日）に浅野家の役人が立ち会いのうえ受け取り、相封を付けておき、当日（4月19日）早速引き渡しが進むようにした。よって、脇坂家家臣が前日（4月18日）に（城付）武器と塩硝蔵を内受け取りをして、（4月）19日に塩硝蔵へは脇坂家家臣が行き、受け取りをした。	23頁
I O	4月19日	二の丸にある残米も前日（4月18日）に木下公定の役人が内受け取りをして、翌日（4月19日）に脇坂家家臣が受け取った。	23頁
	4月19日	浅野家家臣・大石内蔵助、奥野将監はじめ浅野家家臣がすべて一同に清水口門から出た。 ※この場合、浅野家家臣が大手門から出ていない点に注意すること。	23頁
	4月19日	脇坂安照は城を受け取り、本丸に一宿した。	23頁
B	4月19日	城内の出入りは、大手門一口にする。ただし、（大手門の）大門は打ち（＝おろし）、くぐり戸より出入りする。大手門を閉めるのは暮六つ（午後6時頃）を限りとする。（脇坂安照の赤穂）逗留中は、（大手門の出入りは）門札なしにして、三尺手拭いを目印にして（大手門の出入りを）改める。（脇坂安照の）本丸発駕以後は、（大手門の出入りは）くぐり戸だけを開けて出入りする。二の丸（の門）も同様。塩屋口門・透口門は閉めて、足軽が番をして出入りがないようにする。勿橋門・厩口門・仕切門・水手門・轡門はすべて閉めて、足軽を番人にする。 ※これらの城門に関する指示は、目付が出したものか、脇坂安照が出したものかはっきりしない。→「仰せ出され候こと」の主語が目付か脇坂安照かよくわからない。他の文章を見ると、目付が主語でも脇坂安照が主語でも「仰せ出され候」となっている。	23～ 24頁
	4月19日	城内の馬の数については、借馬3疋と脇坂民部が1疋、脇坂治太夫が1疋以上にならないように（目付の）指図があった。番頭をはじめ馬持の諸士は、龍野にて馬を持つように（目付から）指図されたので、当日（4月19日）と翌日（4月20日）に龍野へ（馬を）返した。ただし、脇坂民部は心得にて在番中は馬2疋を持っていたが、このことは目付にはことわっていなかった。	24頁
M	4月19日	城内の火の（用心の）見回りは、物頭が足軽3人を召し連れて昼夜に5回（＝昼間2回、夜中3回）まわるように（目付から）指図された。 ※城内の火の用心の見回りについては、他にも記載あり。	24頁
I	4月19日	元禄14年4月19日付の役人証文の写し（これは木下公定の家臣2人から脇坂安照の家臣2名に宛てて出されたものと考えられる）→木下公定（の家臣）より二の丸の蔵の米を帳面にて（脇坂安照の家臣が）受け取った時の役人（＝木下公定の家臣）証文の写し →米1214石4斗→4斗俵で3036俵→赤穂城二の丸の蔵米	26頁

I	4月19日カ	この蔵の証文の写し（※米蔵の大きさなどに関する具体的記載あり） 1軒→この蔵に残米がある 1軒→空き蔵 1軒→空き蔵 上番所→1軒 下番所→1軒 このように帳面にととのえ、木下公定の役人より（脇坂安照の家臣に）渡る。	27頁
D	4月19日	元禄14年4月19日付の城付の武器の受け取り帳面の写し 播磨国赤穂城付武具帳 →長柄槍50本、鉄砲50挺、一匁玉2000などの具体的記載あり。 →この城付武具のうち、長柄槍100本、鉄砲100挺は、（浅野家の）前代（の赤穂藩主だった）池田輝興の屋敷（浅野家が赤穂城を築城する以前は居所であった）付きの分である。※城付武具には前代の城主（正確には居所の主）から引き継がれたものも含まれていたことがわかる。 ※前出のように、赤穂城の城付武具は、浅野家から在番の脇坂家が受け取ったものである。 このように受け取った（城付武具は）大手門櫓にある。 ※城付武具が赤穂城の大手門櫓（大手門脇の隅櫓のことか？）にあったという点に注意すること。	27～ 28頁
	4月19日カ	塩硝蔵4軒（2軒は瓦葺き、2軒は茅葺き）	28頁
	4月20日	早朝、（脇坂安照が）城内見分をおこない、即刻城へ帰った。	24頁
	4月20日	目付・荒木十左衛門の指示により、脇坂安照がこの日（4月20日）の夕方に赤穂を発足することになった。	25頁
B	4月20日	代官・石原新左衛門、岡田庄太夫のところへ、脇坂家家臣を使者として遣わし、（代官の）家臣が（赤穂城の）門を通る（時に使う）判鑑を持参させた。	25頁
	4月20日	申の下刻（午後5時頃）に脇坂安照が（赤穂城の）本丸を立ち、目付のところへ立ち寄ったのち、直ちに赤穂を発駕して、同夜子の刻（深夜12時頃）に龍野へ帰城した。	25頁
	4月20日カ	①城受け取りが済み、直ちに龍野へ帰った面々（脇坂家家臣） →具体的氏名の記載あり。 ※4月19日（赤穂城受け取り当日）中に龍野へ帰った家臣という意味であろう。 ②赤穂郡に（脇坂安照が）止宿した時に残った御供の面々（脇坂家家臣） →具体的氏名の記載あり。 →城に詰める者以外の面々は末々まで町宿 →医師、右筆、小姓なども含まれている。	29頁 30頁

	③在番の面々（脇坂家家臣） →具体的氏名の記載あり。 →家老・脇坂民部、年寄・脇坂治太夫など。 →医師、右筆、馬医、茶頭なども含まれている。	31頁
B	4月20日カ 大手門受け取りが済んだあと、早速、新番所を龍野から用意してきて建てた。 番所は6人にて2人ずつが詰めた。 (城門、或いは、大手門の) 札改めの役→脇坂家の家臣2人	32頁 32頁
	4月20日カ 在番の面々の屋敷割 →目付・荒木十左衛門、榊原采女や脇坂民部、脇坂治太夫以下がそれぞれの屋敷に入ったかが記されている。脇坂民部は大石内蔵助の屋敷に入った。	32頁
	4月20日カ 御城大番→具体的氏名の記載あり。	35頁
	4月20日カ 口々の番所 ※三道具など詳しい記載あり。 →大手(門)番所 …足軽4人、中間3人 本丸(門)番所 …足軽2人、中間3人 塩屋口(門)番所…足軽2人、中間1人 清水門番所 …足軽2人 10月4日より不寝(番)をやめる。 ※逆に言えば、10月3日までは不寝番をやっていたことがわかる。	36～ 37頁
D	4月20日カ 在番の武器の覚 →鉄砲50挺、弓20張、長柄鎗30本など →本丸門櫓(本丸東北隅櫓のことか?)に入れておくように申し付けた。 ※これら在番の武器は、本来の赤穂城の城付武具(前出)とは別のものであり、城付武具が赤穂城の大手門櫓(大手門脇の隅櫓のことか?)にあった(前出)のに対して、本丸門櫓(本丸東北隅櫓のことか?)にあった。従来ある赤穂城の城付武具とは別に、在番衆が在番武具として城内に武具を持ち込んで城付武具がある場所とは別の場所に置いた、という点で注目される。	38頁
	4月21日 この日、目付両人が城内の屋敷へ移った。目付が帰る時は、門は片扉を開けるように(目付が)命じた。	38頁
	4月21日 巳の刻(午前10時頃)に目付・荒木十左衛門は岡林空之助屋敷へ移り、目付・榊原采女は片岡源五右衛門屋敷へ移った。 ※史料33頁も参照すること。 目付・荒木十左衛門の家来…用人・金子小右衛門、取次・神林浅衛門 目付・榊原采女の家来…用人・杉浦忠左衛門、取次・神崎七右衛門	39頁
B	4月21日 目付の用人・金子小右衛門、杉浦忠左衛門は、今日より札にて大手門の出入りをするように目付の家来に申し付けたが、荷物運びの町人足が多く出入りするので、(今日は)目印を(つけ)させ、明日より札にて出入りさせる、と述べた。このことを大手番衆に申し通しておいた。	39頁

	4月22日	昨日（4月21日）、目付が城内の屋敷に移った。	40頁
B	4月22日	目付の用人・金子小右衛門、杉浦忠左衛門が、大手門の通札、他所の者出入りの証文、印鑑を渡したので、七右衛門が持参し大手（門）の番衆へ渡しておいた。今日（4月22日）より札にて（大手門を）出入りする予定。 （他所の者出入りの）証文の写し →4月22日付で、差出書は目付・荒木十左衛門、榊原采女、宛所は大手御門番中になっている。→文章は「誰家来、誰何人にて御門通り候、相違なく相心得らるべく候、以上」。 このように、他所の者、浅野長矩の家臣、または飛脚町人であっても、このような文言で（目付から）証文が出る。ただし、（大手門から入った者が門を）出る時は、侍何人、足軽何人、口付何人、中間何人と（目付の）手判（がある）書付が来るはずである。 ※大手門の出入りの通札などは、上述のように、目付が出しているので、大手門の通行に関する許認可権は（在番衆ではなく）目付にあったことがわかる。在番衆の脇坂家では、大手の門番の人数を出してただけ、ということになる。	40頁 40頁
B	4月22日	大手門を閉めるのは暮六つ（午後6時頃）を限りとする。公用はもちろん、「御自分様方」（目付のことか？）（のことで）夜に入って御用があれば、手判を出す予定である。脇坂家でもしやむを得ない用事が夜中にあれば、（目付に）説明すれば（目付から）指図がある。	40頁
B	4月22日	目付・荒木十左衛門の御用聞である町人・紙屋四郎右衛門、目付・榊原采女の御用聞である町人・笹屋新十郎に対して、門出入りの札を（目付より）渡しておくので、大手（門の）番衆は（その札を）あらためて通すように（目付より）指図された。	40頁
I	4月22日	二の丸の（米）蔵の番人→用心が悪いので（目付・荒木十左衛門の許可をとって）、今日（4月22日）より足軽番を申し付ける。	41頁
	4月22日	目付・荒木十左衛門から城内の犬数を調べて書付を差し出すように命じられて、書付を差し出した。 →赤犬（=茶色い毛の犬）11疋、白犬5疋、黒犬3疋	41頁
	4月22日	城番判帳を今日（4月22日）より始める。	41頁
	4月22日	脇坂民部、脇坂治太夫が、二の丸の見分に出る。 作事小屋にある道具の張り紙の写し→丸太50本、鋏30挺、丸平瓦1000枚、縄50束など。	41頁 42頁
	4月22日	大手櫓の窓が開いていたので、即刻閉めさせた。	42頁
I	4月22日	4月22日より塩硝蔵、米蔵の番人を付ける。 塩硝蔵の番人…足軽2人、米蔵の番人…足軽2人、不寝番 →7月9日より番人をやめる。	37頁

	4月23日	目付・荒木十左衛門、榊原采女が二の丸の馬場へ出てきて、両人の馬を乗りならした。在番の面々も以後は遠慮なく馬の乗りならすように、と述べた。それから（目付2人は）亭涼所に上りしばらく遠見をして帰った。	42頁
I	4月23日	仕切門について、(二の丸の)米蔵の番人が出入りする際、(仕切門が閉まっいて)迷惑するので、目付・荒木十左衛門へ脇坂治太夫がことわったところ、聞き届けられたので(仕切)門を開けて番人を本日(4月23日)より置くことになった。	42頁
	4月23日	城内、及び、家中屋敷裏にある作物、または、二の丸に植えつけてある麦を借り上げることは、代官にことわるべきか、と目付・荒木十左衛門に脇坂治太夫が伺ったところ、総じて城内のことは目付方の支配であるので、(城内の)作物についても代官へのお構いは必要なく、屋敷にある作物は現在いる面々が勝手次第に菜園をするように述べた。	43頁
	4月23日	徒目付の平介を今日(4月23日)から町へ出して、在番の面々の家来、そのほか末々までみだりがましいことがあるかもしれないので、毎日一両度ずつ出て、変わったことがあれば、早速(脇坂家の)大目付へ報告するように命じた。平介が町回りをすることについて、目付・荒木十左衛門に報告した。	43頁
	4月23日	城付きの太鼓が破れたので、目付の許可を取り、龍野から持参の太鼓に在番中は取り替える。	44頁
	4月23日	4月23日より仕切門の番人(足軽2人)を付ける。 →7月9日に番人をやめ、(目付の指示により)同月11日よりまた番人を付ける。	37頁
	4月24日	代官・石原新左衛門、岡田庄太夫のところへ、脇坂民部が今日(4月24日)はじめて参上することを、目付へことわったうえで、代官2人のところへ参上した。代官・石原新左衛門、岡田庄太夫は在宿していて、早速、脇坂民部と会った。 代官・石原新左衛門の手代 …松嶋條右衛門、後藤斧右衛門、中村勘太夫、片岡宇太夫 代官・岡田庄太夫の手代 …伊藤戸右衛門、大嶋浅野右衛門、三輪平介、牧田用右衛門 ※目付2人は城内にいたが、代官2人は城内にいなかった点に注意すること。	44頁
H	4月24日	在番給人へ扶持方を下される予定 →100石より3人半、300石より3人ずつ、1000石より2人ずつ 国無足在番の分→扶持方は春代(うすつきだい)を下される この扶持方は、毎月20日～晦日までのうちに藤井又左衛門屋敷の蔵にて渡す。	45頁
J	4月25日	目付の屋敷まわりの掃除に、中間2人が今日(4月25日)から出る。	45頁

	4月25日	代官・岡田庄太夫が、城の在番の面々の名前と勤方を書き付けて遣わすようにと指示してきたので、書き付けて遣わした。	45頁
	4月25日	大手新番所を崩させて、毎々ある番所 <small>つねづね</small> に番人を置くべきか、と目付へ脇坂治太夫が伺ったところ、(新番所を)崩させるようにと言われたので、同日(4月25日)、(大手新番所を)崩して本番所に番人を置いた。	45頁
	4月25日	水溜桶について、目付へことわった所へ据え置く。 →本丸に1つ、大手筋に2つ、清水口に4つ、塩屋口筋に2つ、以上9つ	46頁
L	4月25日	門の名が不明なので、町年寄・新右衛門に尋ねたところ、代官の方でもこのことは吟味したが、大手門、及び、西門(これは塩屋口のこと)、それ以外は門の名は承らなかつた、と述べた。このため、門の <small>かぎ</small> 鑰札にある名を用いる。 (門の)鑰札にある(各門の名) →大手門、二の丸門、本丸門、塩屋口門(西門とも裏門とも[言う])、清水口門(透門とも川口門とも[言う])、勿橋門、厩口門、水手門、仕切門、潟門(轡門とも[言う])、ほかに頼母屋敷に西門、西仕切門 ※赤穂城の図と比較すると、これらの門の名は、赤穂城のすべての門の名をカバーしていることがわかる。 ※在番衆は、当初、各門の名前がわからなかつたことがわかる。また、代官も大手門と塩屋口門以外は各門の名前がわからなかつたことがわかる。 ※浅野家では、赤穂城の各門の鑰 <small>かぎ</small> に札を付けて管理し、その札には各門の名前が書いてあつたことがわかる。これは城門の鑰 <small>かぎ</small> の管理の仕方として興味深い。	46頁
L	4月26日	徳左衛門が <small>かぎ</small> 櫓の鑰合わせに来た。 ※櫓にも鑰 <small>かぎ</small> があつたことがわかる。	46頁
	4月26日	二の丸門について、最前は番人がいなくてもよいと(目付・荒木十左衛門は)思ったが、(やはり)番人を置くべきであるので、このことを脇坂民部に指示し、同日(4月26日)より二の丸門に、またまた番人を申し付けた。	46頁
	4月26日	4月26日より二の丸門の番人(足軽2人)を付ける。 →これは目付が(番人を)差し止めたが、また番人を付けたほうがよいと思われ、また付けることになった。このことは龍野へ申し上げた。	37頁
	4月26日	大手の冠木門が開いているので、そのままにすべきか、と目付・荒木十左衛門に聞いたところ、(冠木)門を閉めるように指図された。このため、冠木門の内に箱番所(を置くことも)伺つたので、箱番所に番人を置くことを申し付けた。	47頁

M	4月26日	火の見番所を、脇坂民部がいる屋敷の玄関の上に建てることを今日（4月26日）から始める。	47頁
B	4月26日	蔵敷屋吉右衛門が城内へ用事があり、出入りの札2枚を遣わすように七右衛門、作兵衛へ申し渡した。	47頁
A	4月27日	龍野より飛脚が来た。 →先日（赤穂城の）石上ケ（「透」脱カ）御門が破損して、目付・荒木十左衛門へ伺ったところ、その返答を（龍野の脇坂安照に）申し上げた返事である。	47頁
A	4月27日	目付・荒木十左衛門のところへ脇坂民部が参上し、かねて伺っていた（赤穂城の）石上ケ透御門（透門のことか？）の石垣破損のことについて伺った。（中略）御城破損などのことは、老中へ「御聴」に達することである。（中略）破損などのことは、脇坂安照より書付をもって申し上げるのであれば、どのようにでも（目付より）指図をしてくれるように、と（目付に）申し上げるように、との（脇坂安照の）御意であった。（後略） ※内容として難解なので、今後よく検討する必要がある。	48頁
M	4月28日	火の見櫓が完成し、今日（4月28日）より番人を置く。 大手門前の橋の南の方の根柱が、またいで堀へ倒れている。 →目付が出て見分し、縄にてくくって倒れないように命じた。	48頁
M	4月28日	4月28日より火の見（番）→足軽2人ずつ。後に4人。 →7月10日より2人増して6人にて勤める。	37頁
L	4月28日	櫓の鑰合わせに徳左衛門を遣わした。塩屋口の櫓へ行き、封を切り開けたところに宗旨帳入りの箱が一つあった。	49頁
	4月28日	櫓数を見分するため太郎左衛門が徒目付の平介に申し付けて、兩人が出て、外輪（＝外曲輪）から見える櫓8つ、外輪（＝外曲輪に）から見えない櫓2つの合計10がある、として書付を持参してきた。 →本丸に1つ、二の丸に5つ（そのうち一重櫓2つ）、三の丸に3つ、枳形5つ（そのうち本丸に3つ、二の丸に1つ、三の丸に1つ）	49頁
E	4月28日	目付・荒木十左衛門より脇坂民部へ手紙をもって指示があり、明け四つ時（午前10時頃）に代官・石原新左衛門、岡田庄太夫のところへ（脇坂民部より）役人を出し、大手櫓にある取り上げ鉄砲を吟味して、この度、在方より取り上げた鉄砲共を一所にこの櫓へ詰め置くので、その時、（脇坂家の）武具奉行、目付などへ立ち会うように申し付けるように指図された。	49頁
D E	4月29日	目付・荒木十左衛門のところへ脇坂民部が行き、昨日指図された取り上げ鉄砲のことについて吟味したが、この方（在番の脇坂家）では受け取っておらず、大手櫓には城付武器だけがあるを回答した。目付・荒木十左衛門は城付武器のほかに取り上げ鉄砲があると述べたので、大手隅櫓をもう一度あらためたところ、鉄砲と書き付けた11箱（が）菰包み一つ（になって）あるのを見届けた。	50頁

		※大手櫓（大手隅櫓）には、城付武器のほかに、（在方からの）取り上げ鉄砲もあったことがわかる。	
E	5月1日	明日（5月1日）取り上げ鉄砲あらためがあることを、目付・荒木十左衛門から言ってきた。	50頁
B E L	5月2日	取り上げ鉄砲あらため →代官・石原新左衛門、岡田庄太夫の手代各1人は代官の印札で、浅野家の家臣2人は目付の証文で門の出入りをおこなった。浅野家の家臣は鉄砲56挺を4箱に入れて持参し、（代官の）手代が受け取り櫓へ入れた。そのほかに、前々からある（取り上げ）鉄砲11箱との合計15箱（鉄砲数276挺）を（大手）隅櫓に入れて、この封を代官・石原新左衛門、岡田庄太夫の相印をつけて、その上を縄でくくって、（代官の）手代衆の相封を付けた。（鉄砲を入れた箱の？）鑑は代官へ（代官の）手代衆が持参した。	51頁
	5月3日	大手上番所に夕日が差し入って難儀している。また、下番所への口がなく、下座に出ることが不自由である。→目付・荒木十左衛門がこのことを聞いて、見分のうえ、上番所には掛戸を申し付け、下番所には口を開けるように（目付・荒木十左衛門が）指図した。（ただし、次の）城引き渡しの時には、前のように（下番所を）塗りふさいで一口にするように（目付・荒木十左衛門が）指図した。 ※次の城引き渡しの時には、現状に復するように目付が指示している点は注意すること。	51頁
A	5月3日	城内外の櫓・堀の破損に及んだ分を見分して帳面に印（をして）提出するように目付・荒木十左衛門が脇坂民部へ命じたので、今日（5月3日）より破損見分に出掛ける。	52頁
	5月3日	目付・荒木十左衛門より、明日（5月4日）塩屋口櫓にある宗旨帳を代官より役人へ（をカ）差し出して受け取らせるので、この方（脇坂家）よりも役人を差し出すように、と脇坂民部へ命じられた。	52頁
	5月4日	宗旨帳を受け取るため、（代官の）手代衆と浅野家の家臣が同道して来た。門の出入りと敷物などは前々の通りにした。	52頁
	5月4日	城受け取り以後、「どなた様」よりも代官とその手代共へ御祝儀の音物があり、木下公定からは飛脚にて音物があったが、いまだに脇坂安照からは沙汰もない、と代官の手代から言われたので、このことを龍野へ申し上げた。	52頁
	5月4日 夜	目付・荒木十左衛門、榊原采女より、脇坂民部、脇坂治太夫が呼び出され、参上した。目付・荒木十左衛門が座敷で、榊原采女が列座にて申し聞かされたのは、赤穂城受け取りが済んだことを江戸へ言上したところ、上聞に達し、近日（目付）兩人とも帰府するように、と江戸より早飛脚により奉書が到来したので、近々、目付2人が赤穂を発足する、とのことであった。	52頁

B	5月4日	城内の用事により（大手門を通るため）笹屋太兵衛、鯛屋六右衛門の兩人に大手通札を遣わす。それぞれ2人札1枚と1人札2枚（を渡す）。	53頁
	5月4日 今夜中	早飛脚により、目付の帰府のことについて龍野へ言上した。	53頁
	5月5日	目付2人の赤穂発駕の予定日は、来る（5月）11日に決まったことを龍野へ申し上げた。	53頁
	5月6日	塩硝蔵の見分に五郎左衛門など3人が行き、相封を付けて帰ってきた。	54頁
	5月6日	目付・荒木十左衛門の足軽が煩いのため、脇坂家の医師・津守玄琢を目付・荒木十左衛門の屋敷へ行かせて病人を見させた。	54頁
	5月7日	目付の（赤穂）発駕についての付け届けに脇坂源兵衛を使者として、樽・肴を持参させた。	54頁
	5月7日	代官・石原新左衛門、岡田庄太夫のところへ、樽・肴と白銀5枚ずつを進上した。	54頁
A	5月8日	城の外輪（＝外曲輪）の破損の見分に、脇坂民部が脇坂家の家臣2人を連れて出た。	54頁
	5月9日	目付が（江戸への帰途）鶴村で休む時に、脇坂安照が（鶴村に向いて目付と）出会い、そこで料理を進上する予定であることを（目付に）案内した。	55頁
B C	5月9日	目付・荒木十左衛門よりの話として、本丸の御屋形（＝御殿）の指図について、大石内蔵助に尋ねたところ、浅野長矩の（お抱えの）大工に通り（本丸御殿を）見させれば、早速に絵図が出来る、と言われた。（目付・荒木十左衛門の考えとしては）本丸へ浅野長矩の家臣を入れることは差し控えたいが、（このままでは絵図は）できないため、やがてその大工を遣わすので、（在番衆の）脇坂家よりも役人を添えて遣わすように（目付・荒木十左衛門から）命じられた。そして、浅野長矩の大工棟梁・野村二郎太夫、坂越平太夫などの上下4人が、目付・荒木十左衛門の証文にて城内へ入り、脇坂家から家臣2人に徒使2人を添えて、（本丸の）御屋形（＝御殿）を見分した。このことを龍野へ申し上げた。	55頁
	5月10日	龍野より飛脚が来た。（その飛脚の内容では）江戸において吉良義央と浅野長矩のことについて、いろいろと落書があり脇坂安照が聞き及び、（赤穂城の）在番の面々は、この2人の沙汰を善悪共に一切してはいけない旨を申し付けるように言ってきたので、即刻末々まで申し渡した。	55頁
	5月10日	目付（2人）がいよいよ明日（5月11日）に赤穂を発駕することになり、そのことを龍野へ申し上げた。	55頁

A	5月11日	卯の中刻（午前6時頃）に目付・荒木十左衛門、榊原采女が城内を立ち、両代官のところへ立ち寄り、（城の）外輪（＝外曲輪）の破損を見分し、それより直ちに発足した。そして、ただ今ここ（赤穂）を発足したことを、一人は鶴村へ、一人は龍野へ早飛脚にて申し上げた。	55頁
	5月11日	目付（2人）が城内を立つ時、大手へ脇坂民部、脇坂治太夫などが見送りに出た。	56頁
B	5月11日	（目付より以前に）大手へ渡しておいた証文と印鑑は、小右衛門と忠右衛門（2人とも目付の用人）が門を出る時、（大手の）番衆から受け取り帰っていった。 ※この証文と印鑑（前出）については、史料40頁4行目を参照すること。 ※要するに、目付が江戸へ帰るため、以前大手の門番へ渡しておいた大手門通行用の証文と印鑑を目付サイドが回収した、ということであろう。	56頁
C	5月11日	本丸の御屋形（＝御殿）の絵図を仕立てて提出するように、と龍野（＝脇坂安照）から指示されたので、右衛門八に大工を添えて（本丸御殿の絵図を）提出するように命じ、今日（5月11日）より（本丸御殿の絵図作成に）取り掛かる。	56頁
		ここまでは目付が（赤穂に）在勤中の御用を書き付けた。	56頁
	5月11日	目付・荒木十左衛門、榊原采女が赤穂を出足し、鶴村で休むので、そこへ殿様（脇坂安照）が出迎え、料理を進上した。	56頁

「三 赤穂御在番中御用覚書、并日記 元禄十四辛巳ノ年五月十二日迄十月廿一日迄」

H	5月12日	（代官の御用を承る）近藤又右衛門から、殿様（脇坂安照）の江戸発駕から龍野へ着き、龍野より赤穂へ出馬及び（その後の龍野への）帰城の日限の書付を遣わすように指示してきた。 →脇坂安照は3月晦日に江戸発駕、4月14日に龍野着、4月18日に龍野出馬、4月18日の夜に赤穂着、4月19日（＝赤穂城受け取りの当日にあたる）は赤穂に逗留、4月20日の夕方に赤穂発駕、4月20日の夜に龍野へ帰城、ということ在即座に申し遣わした。 ※近藤又右衛門は、代官の御用を承る（史料45頁）人物である。二の丸の蔵の残米を在番衆（脇坂家）から代官に渡すことを記した元禄14年6月22日付の証文には、宛所の一人として「岡田庄太夫様御内近藤又右衛門殿」と記されている（史料74頁）。 ※脇坂安照が幕府から受け取る扶持方の計算のデータにするために、代官は脇坂安照の行動日程を知りたかった（史料60頁）。	60頁
	5月13日	昨日（5月12日）近藤又右衛門より申し遣わした脇坂安照の江戸発駕、赤穂逗留、赤穂から龍野へ帰った日限の書付を代官・岡田庄太夫が一覧した。これにより、脇坂安照が受け取る扶持方の案文を（代官・岡田庄太夫から）近藤又右衛門へ渡したので受け取るように指示された。	60頁

		→扶持方の案文の写し(元禄14年5月付、宛所は代官・石原新左衛門、岡田庄太夫) →※具体的記載あり。 →米合わせて57石7斗5升…これは播磨国赤穂城受け取りのための御用に行った道中の上り下りと赤穂逗留中の扶持方…3月29日～4月20日までの日数22日分、525人扶持の見積り…この代銀4貫215匁7分5厘 →この扶持方は銀子で渡す予定	60頁
L	5月13日	(城)門の鑑共を当町(=赤穂)に置かせることは無用である旨、龍野より言ってきた。 ※赤穂城の城門 <small>かき</small> は城内に置く、という意味か?	61頁
	5月15日	在番の武士の交代→(赤穂から)2人が(国許の)龍野へ帰り、国許(龍野)から(交代要員が)2人(赤穂へ)来た。	61頁
M	5月15日	城内より町中への昼夜の火回りのことは承っていない。→これはどういことかと代官・岡田庄太夫より問い合わせが来た。→脇坂民部と脇坂治太夫が答えるには、「かねて江戸において脇坂安照に(赤穂)城受け取りと在番が(幕府から)命じられた時、外輪(=外曲輪)のことは、どのようなことがあっても一切構わないように、と伺っているので、すべて請け合わないように、と内々に脇坂安照が申し付けた。しかしながら、(赤穂)城の近所の出火の時は、火消しの者は差し出すように、と(国許の龍野から)申し越しているの、その用意はしている。宿々の火の回りことは了解していない。」と返答した。このことは龍野へも申し上げた。その後、龍野からは、なる程、前の返答は尤もであり、以前言った通りに断るよにと脇坂安照が言ってきた。	61頁
L	5月16日	鍛冶・門三郎 <small>かき</small> が鑑直しに龍野より来た。	62頁
	5月16日	(隣国の)備前岡山の池田綱政の家来(=重臣2人)より見舞いとして飛脚が来た。→5月16日付の書状の写し→※具体的記載あり。 →この度、刈屋城(=赤穂城)受け取りを命じられたところ、先頃滞りなく済み珍重である。この節、刈屋(=赤穂城)在番を旨を承った。 (以下略) ※この場合、赤穂城ではなく、刈屋城受け取り、刈屋在番と記している点に注意すること。 →同日付(5月16日付)で脇坂民部が返事を出す。→(赤穂城の)城内に別条がない旨を記す。	62頁
H	5月17日	代官・岡田庄太夫より、3月晦日～4月20日(脇坂安照の江戸発駕～龍野へ立ち寄り～赤穂城受け取り～4月20日に龍野へ帰城)までの扶持方が銀子にて支払われる、と脇坂治太夫が言われた。このことを龍野へも申し上げた。	64頁
L	5月18日	<small>かき</small> 鑑直しが終わり、つくり(の人)を龍野へ返す。	64頁

H	5月19日	山下右衛門が龍野より扶持方（の受け取り）証文を持参して（赤穂へ）来た時に（扶持方の）銀子を受け取り（龍野へ）帰った。	64頁
H	5月19日	代官のところへ、扶持方の（受け取り）証文を脇坂治太夫が持参した。（扶持方の）銀子は作兵衛が行き、（代官の）手代共から受け取った。	65頁
H	5月19日	公儀御扶持方の割 →役高350石の見積り→525人扶持ずつ	65頁
	5月21日	脇坂民部が外輪（＝外曲輪）を見分し、七右衛門が同道した。	65頁
	5月22日	小池三太夫が龍野より来て、城内見分をした。	65頁
	5月23日	在番の諸士末々にまで、脇坂民部宅にて御料理を下された。	65頁
	5月25日	小池三太夫が龍野へ帰った。	67頁
	6月4日	外輪（＝外曲輪）の堀にて、町の子供が魚釣りをするのを、平介が見及び（脇坂家の）目付中へ報告した。町年寄の新右衛門に聞いたところ、先代（の赤穂藩主の頃）から（子供が外曲輪の堀で）魚釣りをすることはなかったが、日頃、子供が魚釣りをしているのを見るに及び、急度申し付けてきたが、いよいよ堅く触れるようにする、と平介が報告した。	68頁
A C	6月9日	弥四郎と絵書き・卯兵衛が龍野より来た。ここ元（＝赤穂）の城絵図を仕立てる予定であり、ついでに（赤穂）城内外の破損もあらためる。	68頁
C	6月10日	（赤穂城の）本丸の指図が詳細に完成した。請取箱に入れて龍野へ弥四郎が帰る際に、坂根次兵衛方まで遣わして提出した。 ※1日で赤穂城本丸の指図が完成したことは注目される。その絵図を龍野から来た絵書き（＝絵師）が作成したことも注目される。	68頁
J	6月11日	大手門前と堀端に草が茂っているので、その掃除のことを町年寄・新右衛門に聞いた。町年寄・新右衛門の回答として、「先規は、道筋や堀かまち（堀端 <small>ほりばた</small> という意味か？）は長柄の者が掃除していた。14～15年以前より、大手前の木戸より佐々小左衛門屋敷までは、米2石を下されて当町の者が掃除している。 堀かまち（堀端 <small>ほりばた</small> という意味か？）は前々の通り、長柄の者が（掃除を）している。堀の掃除は、石垣（の掃除）と共に（掃除のための）小舟があり、長柄の者が掃除をしている。」と述べた。	69頁
I	6月18日	代官・岡田庄太夫が、城内の米の御払いについて、来る（6月）27日を限りに入札を命じる、と述べた。	69頁
A	6月18日	城内外の破損が、あまりにおびただしいようには仰せ上げないように弥四郎に（申し付けた）。（城内外の）破損が多いと、（次の）城主を仰せ付けられることも□□（難儀カ）があるので、見合わせて、しかるべく（城内外の破損を報告するように）と、（或いは〔城内外の破損について多すぎる報告は〕見合わせるように、と）、かねて目付・荒木十左衛門が内密に（述べた）ことを詳しく申し上げた。	69頁

		※このことは、在番している城の破損を過少に報告するように（幕府の）目付が内密に在番衆（の責任者に）述べた、という点で注目される。その理由が次の城主を（幕府が）命じることに影響するから、としている点も注目される。	
I	6月19日	昨日の代官・岡田庄太夫への返答→御払い米のことは勝手次第にするように返答した。	69頁
B	6月19日	笹屋善六に大手門通札2枚を遣わす。	70頁
	6月19日カ	城内に在番（する脇坂家家臣）の家来の人数をあらためる。 →※具体的人数の記載あり。	70頁
I	6月21日	二の丸の米について、（代官が）受け取ったならば、代官より殿様（＝脇坂安照）へ受け取り手形が来る予定。	72頁
J	6月21日	城外総城の掃除について、殿様（＝脇坂安照）より諸事いよいよ申し付けるはずである。浅野長矩の御代は掃除人について、町人に米などを下されて掃除をさせていたのか、聞き合わせるように龍野より言ってきた。	73頁
M	6月21日	城外で万一出火があった時のことを、最寄りの目付様方へ（以前）対談したところ、人数を差し出すべし、との指図であり、（この旨を）龍野より（言って）来た。	73頁
I	6月21日	明日（6月22日）、（代官が在番の脇坂家より）御米を受け取る予定。 →（代官に残米を渡すことの）証文の下書きを遣わす。 →※この証文の写し（元禄14年6月22日付）の具体的記載あり。 →米1214石4斗、この（米）俵数3036俵…これは赤穂城二の丸の蔵にある残米→木下公定の家臣より帳面をもって受け取った通り（代官に）渡す。 →※（代官の）手代よりの（受け取り）証文の下書きの写しの具体的記載あり（年月日の日付は同様）。	73頁 74頁
I L	6月22日	（代官の）手代が米を受け取りに来た。弥五右衛門と八右衛門が、封を切り蔵を開けて（代官の）手代に米を渡した。（代官の）手代は、これをあらためて少々米を出した。手代共は封つき鑰 <small>かぎ</small> を持参してきた。このことを龍野へも申し上げた。 ※赤穂城二の丸の米蔵は、封を付けて蔵が閉められていたことがわかる。	74頁
I	6月22日	（代官側への赤穂城二の丸の蔵よりの）米の受け取りは、追々蔵出しをする予定。蔵出しの度に、脇坂家の役人を差し出すように両代官が命じた。	75頁
A	6月23日	栗田伊兵衛が龍野より来て、城内外の破損のことを（脇坂安照が）江戸へ伺うので、伊兵衛に十分見分させて、理解させるように、という（脇坂安照の）指図だったので、残らず伊兵衛に見分させるように申し付けた。	75頁

J	6月23日	城（の堀での）掃除に使う舟を用意するため、そのことを聞くために町にいる高見伝右衛門のところへ七右衛門を遣わした。	75頁
	6月23日	城が干水または洪水の時（のために堀の水を調節する）樋が所々にあり、（堀の）水の増減について、樋守がいて樋を守っている。樋守は半三郎という者が勤めている。樋守には2石が下されていて、このうち1石は浅野長矩より城の樋守に下され、（あとの）1石は町より下されていた。ただ今は、外輪（＝外曲輪）の堀の樋は何の（幕府からの）指示もないが、町年寄が前々の通り、毎日見回るように申し付けているので、（樋守が）毎日出て見回っている。 →具体的な城内外の樋について記載がある→本丸水抜き樋、二の丸堀の樋など ※堀の水の調節の機能が具体的によくわかる	75頁 76頁
	6月23日	両代官への御状箱が来たので、七右衛門が持参してきた。 ※在番衆の役割として、代官への御状箱の取り次ぎがあったことがわかる。	76頁
A	6月24日	伊兵衛が（赤穂城の）破損見分を終えて龍野へ帰った。	76頁
	6月25日	昨夜（6月24日の夜）、左次兵衛が乱心にて、貞右衛門を切り殺した。このことを言上するため太郎左衛門を龍野へ遣わした。太郎左衛門は巳の刻（午前10時頃）に赤穂を発足して、未の刻（午後2時頃）に龍野へ着いた。そして、酉の刻（午後6時頃）に（脇坂安照の）御前へ出て申し上げた。 ※このことから、赤穂－龍野の間は約4時間くらいかかったことがわかる。	77頁
	6月25日	今井左次兵衛が、去る（6月）24日の夜に原田貞右衛門を乱心のため切り殺したことを、（6月）26日に代官・石原新左衛門、岡田庄太夫に報告した。	77頁
	6月25日	太郎左衛門が戌の刻（午後8時頃）に龍野を立ち、寅の刻（午前4時頃）に赤穂へ着いた。直ちに脇坂民部のところへ来て御用を早々に述べた。 ※この場合は、龍野－赤穂の間を約8時間くらいかかったことがわかるが、夜中だったために長く時間がかかったのか？	78頁
	6月25日	この乱心のことについて、老中・阿部正武へ明後日（6月27日）早飛脚にて大坂を経由して江戸へ遣わす予定。	78頁
	6月26日	乱心の左次兵衛に手錠を打ち、籠乗り物に入れて網をかけて出した。	78頁
	6月26日	（乱心の）左次兵衛と（殺された）貞右衛門の死骸を清水門から出した。 ※鬼門の方角にある清水門から死骸を城外に出している点に注意すること。	79頁

A	6月27日	城内の屋敷の破損の分をあらためて帳面にして差し出すように指示した。	79頁
E	6月28日	大手櫓にある取り上げ鉄砲を御用にて取り出すために、(代官の)手代共を遣わす、ということ代官・石原新左衛門、岡田庄太夫より言ってきた。 →鉄砲276挺(11箱と6挺をくくって出してある) そのうち207挺(今回、御用にて取り出す?) 残り69挺([大手]櫓にある)	79頁
I	6月29日	代官より、二の丸の蔵にある米を明日(7月朔日)より出す旨を脇坂民部の方へ申し遣わしてきた。	79頁
B	6月29日	この米を水手門より出す人足は、大手(門)より札にて出入りする予定。	79頁
I	7月朔日	この米出しに(代官の手代の)大嶋孫次右衛門などと、町年寄・前川新右衛門、平左衛門が人足40人を召し連れてきて450俵を取り出した。	79頁
D	7月朔日	大手門櫓にある城付の武器を今日(7月朔日)より虫干しをする。 ※城付武具が置いてある場所がわかる。城付武具の虫干しについてもわかり、興味深い。	79頁
I	7月2日	(代官の手代の)中村勘太夫、近藤又右衛門と町年寄が人足35人を召し連れてきて、米650俵を取り出した。この米取り出しの時には、龍野へ度々申し上げた。	80頁
I	7月5日	(代官の手代の)松嶋常右衛門、大嶋浅野右衛門と町年寄が人足35人を召し連れてきて、米450俵を取り出した。	80頁
A K	7月5日	平介と権七が(赤穂城在番中の脇坂家中の)目付役を命じられた際の神文前書きの写し→この神文は7月5日に作成された。 →※具体的文言の記載あり。 ▼赤穂城在番の目付役を命じられ(たので)、昼夜油断なく見回り、後ろくらいことはしない。 ▼在番中は定書の内容を堅く守り、役人衆の勤め方の善悪を聞き及び、見及んだことをえこひいきなく大目付中へ密かに報告する。 ▼(赤穂)城内を油断なく見回り、城そのほかの破損、当町へ用事を達した又者に注意し、善悪ともに(在番中の脇坂家中の)大目付へ報告する。 ※赤穂城で在番をしていた脇坂家中の目付の職務内容がよくわかる。 ※定書があったことがわかる。	80頁
J	7月6日	堀の掃除の舟について相談→銀子100匁を払う	80頁
I	7月8日	(代官の手代の)後藤斧右衛門、近藤又右衛門などと町年寄が人足40人を召し連れてきて、米950俵を取り出した。	80頁

I	7月9日	(代官の手代の) 後藤斧右衛門などと町年寄が人足31人を召し連れてきて、米536俵を取り出した。今日を限りに米出しは終り、蔵の錠鑑を(代官の) 手代より弥五右衛門、八右衛門へ渡された。	80頁
L	7月9日	塩硝蔵を相封づけにするため、五郎左衛門と七右衛門を遣わした。	81頁
J	7月22日	堀の掃除の舟→100匁を納めるため当町の庄左衛門へ右衛門八を遣わした。	81頁
	7月22日	市郎兵衛が外輪(=外曲輪)へ出て、町中見分をする。	81頁
	7月22日	堀にて魚釣り網を夜に打つ者がある。	81頁
J	7月23日	(堀の) 掃除(をする時に使う) 舟を受け取りに庄左衛門のところへ右衛門八を遣わす。この舟は、清水口の堀先の「こみ」より二の丸の城に引き入れておく。	82頁
K	7月23日	在番の神文→次郎太夫は(いまだ) 在番の神文を(作成) していないので、脇坂民部宅にて神文を(作成) した。 →神文の前書きの写し →※具体的文言の記載あり。 ▼赤穂城在番を命じられ(たので)、大手門番所(の番人)を随分念入りに勤める。 ▼在番中の定書の内容を堅く守る。 ▼召し抱えの下人は例外であるが、他領の者は由緒(=ゆかり)があっても(召し抱えの) 下人にまぎれがましくして城内へ入れてはいけな い。男色・女色・博打がましいことは一切してはいけな い。 ※他領の者の城内への進入を禁止している点は注目される。 ※赤穂城で在番をしていた脇坂家中の守るべき内容がよくわかる。 ※定書があったことがわかる。	82頁 83頁
	7月27日	関治右衛門が外輪(=外曲輪)へ出て、町中見分をする。	83頁
J	7月27日	大手前の掃除(のため)に城より5間(の) 通り(を掃除する)。ただし、「城かまち」(=城の周囲という意味か?)は、すべて足軽・中間を差し出して見繕いを申し付ける。これは、龍野から、城より5間の内の掃除のことを言ってきた(ことによる)。	83頁
J	7月27日	城掃除の見分に七右衛門、弥五右衛門などが出る。	83頁
	7月28日	太郎左衛門を塩硝蔵の見分に遣わした。	83頁
	8月朔日	今日(八朔)の御祝儀に城へいづれもが出てきた。	84頁
J	8月5日	堀と大手前の掃除に、右衛門八などと忠兵衛大組8人、中間16人を召し連れて外輪(=外曲輪)へ出た。	84頁

A	8月5日	城内外の堀・櫓の破損について、殿様（脇坂安照）より老中へ伺ったところ、代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が見分のうえ、（修復を）命じるように江戸より言ってきた。これにより、追っ付け、代官の兩人が見分に出る旨の手紙が、代官兩人より脇坂民部へ来た。そして、即刻、返事を申し入れて、御案内かたがたに太郎左衛門などを申し付け、巳の刻（午前10時頃）に大手まで差し出し、同刻に代官兩人が大手より入り、脇坂民部と脇坂治太夫宅へも寄り、直ちに、清水門脇石垣の崩れ（た箇所）を見分し、それより本丸（へ向かい？）、御城（本丸の意味か？）、並びに、二の丸の道筋の櫓を見分した。まず、今日（8月5日）は、あらまし（代官が）見分して、近々（の時期）より破損の所々をあらためるために（代官の）手代共を差し出す予定なので、この方（赤穂城に在番している脇坂家）よりも役人を差し出すように命じて、午の刻（昼の12時頃）に塩屋口の櫓を見分して同所の門より帰った。 ※代官の見分は約2時間しかなかった。後日、代官が手代を遣わして破損の所々を調べるといことは、それだけ破損箇所が多かった、ということか？	84頁
A	8月5日	代官・石原新左衛門より松嶋條右衛門、片岡宇太夫、代官・岡田庄太夫より伊藤戸右衛門、松村甚蔵がいずれも御供に来て、町年寄、諸職人を連れてきた。片岡宇太夫と松村甚蔵は、破損中の引き受けに差し出した、と代官は述べた。	84頁
J	8月6日	堀と大手前の掃除に、この人数を出した。	84頁
A	8月7日	破損（箇所）のあらために、片岡宇太夫と松村甚蔵が城内へ来て、太郎左衛門と弥五右衛門が案内をした。	84頁
	8月7日	市郎兵衛が町見分に出た。	85頁
J	8月7日	上述のように掃除に出た。	85頁
A	8月8日	外輪（＝外曲輪）の破損の見分に（代官の手代の）片岡宇太夫と松村甚蔵が来たので、太郎左衛門と弥五右衛門を差し出した。	85頁
A	8月8日	城内の家中屋敷の破損（箇所）のあらための帳面が完成して、太郎左衛門などが持参した。	85頁
	8月10日	横田忠左衛門が（龍野から）来て、逗留中に城内外の見分をするので、太郎左衛門、弥五右衛門を添えて出した。	85頁
A	8月13日	（8月）10日よりの風雨にて、城の所々の堀の白土が落ちたと思われるので、見分するように太郎左衛門、弥五右衛門に右衛門八を添えて外輪（＝外曲輪）へ出した。	85頁
	8月14日	今日（8月14日）、（横田）忠左衛門が（龍野へ）帰った。	85頁
A	8月14日カ	（赤穂城の）破損の見積りをあらためるため、町年寄、職人共を召し連れて（代官の手代の）片岡宇太夫と松村甚蔵が城内へ来たので太郎左衛門などを添えて出した。	85頁

A	8月14日カ	この大破損（の箇所）を見分して、坪数を寄せ、入札をさせて落札の通りに勘定所へ申し達し、御下知次第に修復に取り掛かる（予定である）ということ、（代官の手代の）片岡宇太夫と松村甚蔵が述べた。 ※代官の手代による城内外の破損箇所の見分→坪数の計算（合算）→入札→落札→勘定所へ報告→（幕府の）下知次第に修復に取り掛かる、という流れがよくわかる。	85頁
	8月18日カ	8月14日の夜から雨が降り、（8月）16日、17日、18日の朝まで強い雨であったので、川水が出て（赤穂城の）堀の水があふれ、二の丸の仕切りの門より外（に）2尺程水をたたえ、（城内の）家中屋敷へも水がついた。水手門外の石垣は七分目ほども（水が）ついた。水手門より川水が堀へ差し込んだので、足軽4人に小頭 <small>こがしら</small> を添えて、かわるがわる水の増減を見させるように（脇坂家の）目付に指示した。脇坂民部は（8月）17日には水手門へ出た。	86頁
	8月19日	城内の屋敷の屋根が損じて雨漏りするところは、目に立たないように当分の繕いにして、塀などが倒れたところは、つかえ（＝ささえ）をして、見分を申し付けるように、と龍野より指図があった。	86頁
A	8月20日	太郎左衛門が右衛門八を連れて破損見分に出た	86頁
B	8月23日	北国屋彦左衛門に大手通札2枚、伊勢屋久右衛門に1枚遣わすように作兵衛に指示した。	87頁
A	8月25日	（代官の手代の）松村甚蔵が左官1人、人足2人を召し連れて、壁土の見繕いのために来たので、右衛門八が案内に出た。追っ付け、（清水口の石垣）修復に取り掛かるので、その時は、大手からは遠いので、清水門より職人共を召し連れて出入りするよう指示した。このことは龍野へも早々に申し上げたところ、勝手次第にするように（脇坂安照から）指示された。	87頁
M	8月25日	戌の後刻（下刻の意味か？）（午後9時頃）、当町（赤穂城下）の二町目の長左衛門という軽い町人の裏屋より出火したが、早速鎮めた（或いは、鎮まった）。このことを龍野へ申し上げた。	87頁
A	8月26日	（清水口の石垣）修復をしている間は、職人共が清水門より出入りすることについて支障がないようにするよう、（代官の手代の）松村甚蔵に対して述べるように七右衛門に申し渡した。	87頁
A B	8月27日	両代官のところへ七右衛門が行き、清水門の出入りのことについて伺ったところ、両代官の連名の焼印札1枚を（清水門の）番所に置くので、出入りする普請の者共に同じ札を下げさせて遣わすので引き合いをさせて（比較させる、という意味か？）、出入りするよう、と言われた。	87頁
	8月27日	作事小屋にある道具の見繕いのため（代官の手代の）松村甚蔵が来たので、右衛門八を案内に出した。	88頁

A	8月28日	(代官の手代の)松村甚蔵が職人4人と人足9人を召し連れてきて、作事小屋にある道具を職人共へ渡した。(石垣が崩れた)清水口の「御堀垣(御石垣カ)」を完成させるために、いよいよ明日(8月29日)より普請に取り付ける(取り掛かる、の意味か?)と(松村甚蔵が)述べた。堀普請(堀に面した石垣の普請という意味か?)なので舟を借りたい、と甚蔵が言ったので、七右衛門と脇坂治太夫へ指示して(舟を)貸した。 作事小屋にある道具を渡した覚→大竹80本、数竹50束、丸太30本、鉞7挺、巴(瓦)100枚、など	88頁
M	8月28日	(清水口の石垣修復の)普請の間、人足が城内で、たばこなどをみだりに飲むことがあると、心もとないで(見張りのために)足軽を先々に付け置くように、と(代官の手代の)松村甚蔵が言ったので、足軽が先々に見回るように、と(脇坂家の)目付共へ申し付けた。 ※代官は人手がないので、こうしたことは人手がある在番衆(脇坂家)に頼んだことがわかる。その点では、在番衆の存在意義がわかる事例である。	88頁
A	8月28日	(清水口の石垣修復の)普請中、七右衛門が(現場に)出て、(代官の)手代共と諸事見回りをするが、(その際)指図がましいことは一切してはいけない。万一(代官の)手代共が相談をしても(赤穂城の)修復のことなので(赤穂城の修復は幕府から)代官へ命じられたことであり、脇坂安照がかかわることではないので、どのようでも代官の指図次第にするべき旨を返答するように龍野から言ってきたので、脇坂民部、脇坂治太夫が列座にて七右衛門へ申し渡した。 ※赤穂城の修復は、代官があくまでおこなうものであって、在番衆である脇坂家は修復の主体ではない(=修復にはかかわらない)ことが明確にわかり興味深い。	88頁
	8月28日	給人番所が完成した。この番人4人が交代で(番をして)、2人ずつ(が番をして)空けないように昼の内だけ(番を)勤める。	88頁
A	8月28日カ	清水口の新番所が普請中に完成した。 御城番…交代で3人ずつ昼夜空けないように勤める。 大手番…2人ずつ昼夜空けないように勤める。	
A	8月29日	今日(8月29日)より(赤穂城の)破損修復が始まる。(代官の手代の)松村甚蔵などが左官の茂七、人足肝煎の二郎左衛門と人足16人を召し連れてきた。普請中は、明け六つ(午前6時頃)より七つ(午後4時頃)過ぎまで修復をする。このことを早々に龍野へ申し上げた。	89頁
A	9月朔日	(代官の手代の)松村甚蔵などが左官の茂七、人足肝煎の二郎右(左カ)衛門と人足16人を召し連れてきた。総人数が今日は27人であるが、時によって(人数は)多少がある。	89頁

A B	9月朔日	清水口門の石垣の崩れ（た箇所）を突（＝築）き立てるので、堀水を土俵にて仕切り、水をかえている（＝かい出している）が漏水があり、夜中にも（水）かえないと（＝かい出さない）と石垣を築き立てられないので、人足4人を城内へ夜中も入れておき、水をかえさせたい（＝かい出させたい）、とのことなので、この人足4人を（城内へ）入れるようにすべく、代官の印札4枚を受け取っておくことにした。 ※石垣普請の実態がわかり興味深い。	89頁
A	9月朔日	夜中に水をかえるので（＝かい出すので）、治五七などのほかに足軽2人を添えて、かわるがわる（おこなう）寝ずの番の増員を申し付けた。	89頁
A	9月朔日	城内の破損帳を差し出したあと（におこった）洪水の時に破損した所々をあらためて、最前の破損帳に帳をして（＝追加の記載をして、という意味か？）、差し出すようにと指示したので、それを今日、太郎左衛門が持参してきた。 ※城内の破損をチェックした破損帳があったことがわかり興味深い。	89頁
A	9月2日	（代官の手代の）松村甚蔵などが人足45人を召し連れてきた。	90頁
B	9月2日	昨夜中、城内に入れておいた人足が、いま卯の刻（午前6時頃）に（城の）門外に出た。このため、（城門の出入りに使用した）印札を（代官の）手代へ返す。	90頁
A	9月3日	（代官の手代の）片岡宇太夫、松村甚蔵が人足26人を召し連れてきた。	90頁
A	9月4日	（代官の手代の）片岡宇太夫、松村甚蔵が人足20人を召し連れてきた。	91頁
A	9月5日	（代官の手代の）松村甚蔵が人足20人を召し連れてきた。	91頁
A	9月6日	（代官の手代の）片岡宇太夫、松村甚蔵が人足24人を召し連れてきた。	91頁
A	9月7日	（代官の手代の）片岡宇太夫、松村甚蔵などが人足25人を召し連れてきた。	91頁
A	9月8日	（代官の手代の）大嶋浅野右衛門などが人足28人を召し連れてきた。	91頁
A	9月10日	（代官の手代の）大嶋浅野右衛門、松村甚蔵などが人足31人を召し連れてきた。	91頁
A	9月11日	（代官の手代の）松村甚蔵などが人足40人を召し連れてきた。舟が必要であるがない、と松村甚蔵などが述べたので、二の丸の堀へ（舟を）入れておいた、ということを説明した。	91頁
A	9月12日	（代官の手代の）松村甚蔵などが人足30人を召し連れてきた。	91頁
A	9月15日	（代官の手代の）松村甚蔵などが人足8人を召し連れてきた。	91頁
A	9月15日	今日を限りに普請が終了した。ただし、壁土が乾いていないので、重ねて上塗りをすることになった。	91頁

A	9月15日	作事小屋より（先日）渡した道具のうち、瓦と縄は普請に必要なので（代官の）手代共へ渡し、残りの道具は（代官の）手代共より返ってきたので、作事小屋へ入れておく。	91頁
A	9月15日	普請が終了したので、清水門の給人番は今日を限りに終わり、前々の通り番所番所へ詰めるように申し渡した。	91頁
A	9月15日	今日を限りに（赤穂城の）修復はあらかし出来たが、塀の上塗りは終わっていないので、修復が（完全に）済んだら、両代官が見分して、そのうえで（代官からの）指図があると思うので、その時分に龍野へ申し上げる予定である。 ※修復が済むと代官の見分があったことがわかる。	92頁
J	9月22日	大手前の掃除に、右衛門八などと中間12人を連れて出た。	92頁
A	10月3日	清水門内外の塀の上塗りがあるということを代官より言ってきた。（そのため）左官、人足共に3人を幸次郎が召し連れてきた。普請が済んでも代官の見分までは修復の内（＝期間内）であるので、そのように心得るように、と代官が述べた。 ※修復作業が済んでも、代官の見分が終わるまでは修復の工程は完了していない、と代官が指示している点に注意すること。	92頁
A	10月3日	この普請（＝清水門内外の塀の上塗り）は1日で済むので、城番・大手番のうち非番の給人が新番所へ（行って）勤めるように指示した。このことは、一々龍野へ申し上げた。	93頁
A	10月6日	代官より外輪（＝外曲輪）の蔵の修復御用につき、城内の作事小屋にある瓦を受け取らせる旨の手紙が脇坂民部のところへ来たので（そのように）申し付けた。（代官の手代の）松村甚蔵が来たので太郎左衛門が出て、作事小屋へ同道して瓦40枚を右（衛）門八が渡した。そして、松村甚蔵より受け取り証文を取っておいた。このことを龍野へ申し上げた。	93頁
A	10月11日	普請見分に四つ時分（午前10時頃）に城内へ行く、と両代官が言った、との手紙が来た。そして、脇坂民部と脇坂治太夫が（代官を）むかえに（大石）内蔵助屋敷の前まで出た。代官・石原新左衛門、岡田庄太夫が出て清水門の修復された石垣、その他を見て、清水門より帰った。	93頁
A	10月12日	（赤穂城の清水門の石垣）修復が済んだので、新番所を崩すことになった。	93頁
	10月18日	両代官が帰府するように（江戸から）言ってきたことを、（代官の手代の）松嶋条右衛門より手紙にて伝えられた。来たる（10月）21日に（両代官は赤穂を）発足する、ということ（代官の）手代共が述べた。	93頁
A	10月19日	代官の（赤穂）発足のこと、（赤穂城の清水門の石垣）修復について（代官が）見分したこと、を龍野へ申し上げた。	93頁

	10月20日	代官が城内へ入り、脇坂民部と脇坂治太夫宅へ来た。	94頁
A	10月20日	権六が城内の修復を見分し、太郎左衛門が同道した。	94頁
	10月20日	<p>代官のところへ、明日（10月21日）発足とのことで御機嫌伺いに七右衛門と作兵衛が行く。その時（代官の）手代共が話したのは、代官はかねては8月下旬には（江戸へ）参府する願いを申し上げたが、「御勘定御頼みの御方様」の「御忌中」により、ようやく当月（10月）10日に参府について（江戸から）言ってきた。これによって、急に発足ということになった。（しかし、代官の）手代は大方この方（＝赤穂）に残しておく、とのことであった。参府のことについて様子を聞いたところ、（城主が）10万石以下の城には、総じて代官は（その城下において）越年することなく、年内に（江戸へ）帰り、重ねて（新しい）城主が（城を）受け取る時に、（その城の）引き渡しに（現地へ）来るのであり、前々よりこの格（＝規則）である、と（代官の）手代共が述べた。このことを龍野へ申し上げた。</p> <p>※当初、代官は8月下旬に江戸へ帰る予定であったことがわかる。</p> <p>※城主が10万石以下の城では、代官はその城下において越年することなく、年内に江戸へ帰り、新城主への城引き渡しの時に、また現地へ来る、という規則であったことがわかる。この場合、10万石以下の城というように、石高で限定している点は注目される。</p>	94頁
	10月21日	両代官が、いま卯の刻（午前6時頃）に（赤穂を）発足した。	94頁
		ここまで代官が（赤穂に）在留中に（おこった）御用の諸事を記した。	94頁

「四 赤穂御在番中御用覚書、并日記 元禄十四辛巳年十月廿二日 癸十二月廿九日迄」

M	11月4日	火回りのことを（代官の）手代より頼まれれば、折々城内より見回らせる。	98頁
J	11月12日	大手前掃除に、右（衛）門八が中間4人を召し連れて出る。	
	12月4日	角田喜兵衛、小池三太夫、渡辺久右衛門が（龍野から赤穂へ）来た。	99頁
	12月4日	<p>角田喜兵衛が脇坂民部のところへ来て、ここ元（＝赤穂）の（新しい）城主が命じられて、（城の）引き渡しの時、（幕府の）目付への伺いのことについて、（殿様＝脇坂安照から）命じられた。ここ元（＝赤穂）の様子を見分して、書きたいと（脇坂安照に）願ひ上げて、（赤穂へ）行くように命じられて（赤穂へ）来た、と述べた。</p> <p>※この時点で、赤穂城の新しい城主が命じられて城引き渡しをおこなうことを、脇坂安照が想定し、準備していることは注目される。12月4日～同月8日に角田喜兵衛、小池三太夫、渡辺久右衛門を龍野から赤穂へ遣わして、赤穂城の城内、外輪（＝外曲輪）、侍屋敷を見分させていることは、このことへの準備と思われる。</p>	99頁

	12月6日	角田喜兵衛、小池三太夫、渡辺久右衛門が外輪（＝外曲輪）を見分した。	99頁
	12月7日	角田喜兵衛、小池三太夫、渡辺久右衛門が侍屋敷と城内を残らず見分した。	99頁
	12月8日	角田喜兵衛、小池三太夫、渡辺久右衛門が龍野へ帰った。	99頁
	12月18日	舟越才右衛門が龍野から来て、口上があり、（脇坂安照より）内証にて脇坂民部に対して、脇坂治太夫と不和のように聞くが、どのようなことでも堪忍するように指示された。	100頁
	12月19日カ	舟越才右衛門が外輪（＝外曲輪）へ出た。	100頁
	12月21日	諸士に御褒美を下される。	100頁
B	12月24日	吉野屋弥三左衛門に大手の門札1枚を出した。	100頁
	12月26日	樋守・半三郎へ200疋を下された。これは堀の外輪（＝外曲輪）の樋が潰れ出し、これを守ることを承ったからからである。	101頁
N	12月27日	大手角櫓（＝隅櫓）の窓の戸が開いているので、掛 ^か 金 ^{かね} をするように、と（述べて）、いま四つ時（午前10時頃）に（代官の手代の松村）甚蔵と園右衛門が来た。このため、七右衛門が出て窓の戸を閉めて帰った。この時、甚蔵と園右衛門が、城の門松はいくつ飾るべきか聞きたい、と述べた。	101頁
A N	12月28日	門松は、本丸門、（本丸御殿の）玄関前、二の丸門、大手門、塩屋口門の5ヶ所に飾る。門松をたてる人足は、（代官の）手代共より差し出す。門松のことは、必要次第に手代共へ申し出るように、そして、（城内の？）少しの破損は手代共へ申し出るように、と代官が（江戸へ）帰府の時に脇坂民部と脇坂治太夫へ申し置いた。 ※門松は城内のすべての門に飾ったわけではなく、大手ルート ^の 3つの門（大手門、二の丸門、本丸門）と搦手ルート ^の 1つの門（塩屋口門）に飾ったことがわかる。残りの1つの門松は、（本丸御殿の）玄関前であった。	101頁
	12月28日	三の丸稲荷へ尾崎神宮寺より、御城安全のため、先規の通り前暮にしめ縄を飾るとのことで弟子1人が来たので稲荷へ案内した。	101頁
	12月29日	右（衛）門八と文五左衛門が、中間12人を召し連れて外輪（＝外曲輪）の大掃除に出た。	102頁
N	12月29日	明朝（12月30日の朝）、門松を人足に持たせて遣わすので、城内の案内をつけてくれるように（代官の）手代より言ってきたので、その通りにすると返事をした。	102頁
N	12月30日カ	（代官の手代の松村）甚蔵と園右衛門が、町日用9人を召し連れて、門松たてのために来た。	102頁

	※元旦にむけて年末には、城に門松をたてたことがわかり興味深い。ただし、この場合は門松をたてたのが在番の脇坂家ではなく、代官サイドの者（代官の手代）であったことは注意される。つまり、門松をたてるという意味での城の管理は代官サイド（ただし、この時点で代官2人は江戸に帰っていた）がおこなっていたことがわかり興味深い。	
J	12月30日カ 右衛門八が中間5人を召し連れて、外輪（＝外曲輪）の掃除に出た。	102頁
	12月30日カ 在番諸士への樽代を、脇坂民部の家来の弥次兵衛が持参してきた。 ※在番諸士という言葉使いに注意すること。	102頁

※上記の表中における各頁数は、八木哲浩監修『赤穂城請取在番御用覚』（龍野市立歴史文化資料館発行、1995年）における頁数（各頁下段の書下し文）を示す。

【凡例】表中のA～Oは下記の関係項目を示す。

- A. 城破損・修復・普請
- B. 城門通行の札など
- C. 城絵図
- D. 城付武具
- E. 取り上げ鉄砲
- F. 將軍徳川綱吉が出した黒印状
- G. 高札
- H. 幕府から支給される扶持米
- I. 二の丸の蔵米（二の丸米蔵）
- J. 掃除
- K. 神文
- L. 鑰
- M. 火の用心など
- N. 門松
- O. 内受け取り

表2 在番日記の内容構成

<p>「一 幡^(ママ)（播カ）州赤穂郡外^(ママ)（刈カ）屋御請取、御在番、當日之御支度、諸事御用覚書 元禄十四辛巳三月廿日^〆同四月十七日迄」</p> <p>※この表題は、赤穂城の受け取りと在番、赤穂城受け取り当日への準備と諸事御用の覚書、という意味と考えられる。</p> <p><u>元禄14年3月20日</u>（江戸城での刃傷事件〔3月14日〕と、赤穂城受け取りを脇坂安照、木下公定が命じられたこと〔3月15日〕についての知らせが江戸から早飛脚で龍野に届いた日）</p> <p>）</p> <p><u>同年4月17日</u>（脇坂安照の龍野出馬の前日にあたる）</p>
<p>「二 赤穂御出馬、并当日御用、御在番中覚書 元禄十四年辛巳四月十八日^〆同五月十一日迄」</p> <p>※この表題は、赤穂への出馬、及び、赤穂城受け取り当日（4月19日）の御用、在番期間中の覚書、という意味と考えられる。</p> <p><u>元禄14年4月18日</u>（脇坂安照の龍野出馬）</p> <p>）</p> <p><u>同年4月19日</u>（赤穂城受け取り当日）</p> <p>）</p> <p><u>同年5月11日</u>（目付2人が赤穂での御用が終わり、江戸へ帰るため赤穂を発足した日）</p>
<p>「三 赤穂御在番中御用覚書、并日記 元禄十四辛巳ノ年五月十二日^〆十月廿一日迄」</p> <p>※この表題は、赤穂に在番中の御用覚書と日記、という意味と考えられる。</p> <p><u>元禄14年5月12日</u>（目付2人が赤穂を発足した翌日にあたる）</p> <p>）</p> <p><u>同年10月21日</u>（代官2人が江戸へ帰るため赤穂を発足した日）</p>
<p>「四 赤穂御在番中御用覚書、并日記 元禄十四辛巳年十月廿二日^〆十二月廿九日迄」</p> <p>※この表題は、赤穂に在番中の御用覚書と日記、という意味と考えられる。</p> <p><u>元禄14年10月22日</u>（代官2人が赤穂を発足した翌日にあたる）</p> <p>）</p> <p><u>同年12月29日</u>^(注1)（元禄14年の年末）※この月は30日が晦日なのでその前日にあたる</p>

（注1）日付の記載はないが、記載内容から12月30日と考えられる項目内容も含まれている。

※以上の4冊以外に、本来であれば、翌年の元禄15年正月朔日～同年11月4日（新城主の永井家へ赤穂城を引き渡した日であり、在番の脇坂家家臣が龍野へ帰った日）の間の在番日記も存在したはずである。よって、この部分（元禄15年正月朔日～同年11月4日）の在番日記は史料が散逸したと推測される。

表3 赤穂城の城付武具（元禄14年4月19日条）

長柄槍（ただし、打柄）	50本
鉄砲（ただし、1 匁玉）	50挺
1 匁玉	2000
薬	250貫目
竹火縄	1000筋
革胴乱	50
玉薬箱	5 荷
口薬入	50
革鉄砲袋	50
鑄形	3 膳
足軽具足	100領
番具足（ただし、小道具共）	20領
塗弓	50張
征矢	2000
同根	2000
★ 長柄槍（ただし、塗柄）	100本
★ 鉄砲	100挺

【凡例】 ★…前代の池田輝興^(注1)の屋敷^(注2)付きの分

(注1) 池田輝興は、正保2年に浅野長直が赤穂に入封する前代の赤穂藩主である。

(注2) 浅野家が赤穂城を築城する以前は居所（屋敷）であった。

※このように赤穂城の城付武具には、前代の藩主・池田輝興の時代から引き継がれた城付武具も含まれていたことがわかる。

図1 赤穂城在番期間中の指揮・命令系統（元禄14年）

